

# 大川市議会第3回定例会会議録

令和3年9月3日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

## 1. 出席議員

1番	永島幸夫	9番	古賀龍彦
2番	宮崎貴仁	10番	平木一朗
3番	内藤栄治	11番	永島守
4番	宮崎稔子	12番	龍誠一
5番	馬淵清博	13番	遠藤博昭
6番	西田学	14番	箴島かおる
7番	古賀寿典	15番	川野栄美子
8番	吉川一寿		

## 欠席議員

なし

## 2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市	長	倉重良一				
副市	長	橋本浩一				
教	育	長	内藤妙子			
会	計	管	理	者	長	馬淵嘉臣
(兼)会	計	課	長			
人	事	秘	書	課	長	仁田原敏雄
総	務	課	長	田中準一		
(併)選挙管理委員会事務局	長					
企	画	課	長	野中貴光		
地	域	支	援	課	長	石橋正隆

環 境 課 長	堤 稔 彦
子 ども 未 来 課 長	迫 田 一 彦
子 ども 未 来 課 主 幹	古 賀 章 子
イ ン テ リ ア 課 長	添 田 宗 孝
農 業 水 産 課 長 (併) 農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 島 聖 佳
ク リ ー ク 課 長	井 上 祐 二
建 設 課 長	田 中 浩 二
都 市 計 画 課 長	岡 辰 磨
上 下 水 道 課 長	佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長	永 島 潤 一
学 校 教 育 課 主 任 教 育 指 導 主 事	池 上 和 久
生 涯 学 習 課 長	井 口 秀 成
監 査 事 務 局 長	志 牟 田 達 也

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	和 田 孝 紀
議 会 事 務 局 書 記	龍 輝 洋
議 会 事 務 局 書 記	近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記	高 口 絵 美

4. 付議事件

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算

1. 提 案 理 由 の 説 明

1. 一 般 質 問

1. 議 案 に 対 す る 質 疑

(議案第40号～第50号、第52号)

1. 決算特別委員会の設置、委員の指名

(議案第41号)

1. 委 員 会 付 託

## 5. 一般質問通告

発言 順位	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
5	15	川 野 栄美子	1. 子育て支援総合施設（モックランド）について （男女共同参画社会の視点） 2. 文化行政の推進について （清力美術館・アート活用に力を！）
6	11	永 島 守	1. 国県補助事業の状況及び経過について
7	3	内 藤 栄 治	1. 大川市文化財保護条例について 2. 大川市の環境対策について
8	5	馬 淵 清 博	1. 大川市都市計画の見直しと用途地域の変更は
9	13	遠 藤 博 昭	1. 学校教育について

---

### 午前9時 開議

#### ○議長（平木一朗君）

各位の御参集、感謝申し上げます。

出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

この際、お諮りいたします。お手元に配付のとおり、市長から議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算の議案1件の送付がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げるとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算を議題といたします。

これから議案の朗読を省略し、提案理由の説明を行います。

市長の提案理由の説明を求めます。市長。

#### ○市長（倉重良一君）（登壇）

皆様おはようございます。提出議案の説明に先立ちまして、1つ御報告を申し上げます。

昨日、大川市としても応援しておりますパラリンピックペルー選手団の皆様におきまして、レオノル・エスピノサカランサ選手が女子K44、49キロ級テコンドーにて金メダルを獲得されました。ペルー選手団としては初めてのメダルということでございますので、改めて御報告を申し上げますとともに、選手団の皆さんのこれまでの御努力に対しまして敬意と祝意を表します。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

本日ここに追加として提案させていただきました議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算について御説明申し上げます。

今回の補正は、8月17日の緊急事態宣言に伴う市内中小企業等への支援、三又小学校移転改修事業に係る事業費の増高等並びに8月11日から15日まで続いた豪雨によるクレーク及び道路の被災箇所の復旧につきまして、新たに必要となる経費について追加提案をさせていただくものでございます。

内容としましては、歳入歳出予算、継続費及び地方債の補正をお願いするものであり、その概要について御説明申し上げます。

商工費につきましては、中小企業者等月次支援金3,000万円を計上いたしております。

教育費につきましては、三又小学校移転改修事業に係る工事費1億5,000万円を計上いたしております。

災害復旧費につきましては、水路災害復旧事業6,282万5千円、道路災害復旧事業1,564万円を計上いたしております。

以上により、今回の補正総額は2億5,846万5千円となっておりますが、これが財源といたしましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、繰越金及び市債をもって充当する次第であります。

次に、継続費の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、令和3年度の年割額の変更をお願いするものであります。

次に、地方債の補正につきましては、対象事業費の追加及び変更に伴い、地方債の限度額の追加及び変更をお願いするものであります。

議員各位におかれましては、本議案につきまして特段の御配慮をいただき、何とぞ御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（平木一朗君）

提案理由の説明は終わりました。

次に、この際、申し上げます。ただいま議題といたしております議案第52号 令和3年度大川市一般会計補正予算に対する質疑を希望される方は、本日の一般質問終了までに御通告いただきますようお願いいたします。

それでは、これから昨日に引き続き一般質問を行います。この際、お願いいたします。

一般質問の発言時間につきましては、新型コロナウイルス対策を講じている状況のため、答弁を含め1時間程度でお願いしたいと思っておりますので、この点、執行部におかれましてはもとぞ御協力のほどをお願いいたします。

なお、1人の質問者が終わるごとに議場内の換気やアルコール消毒を行うため、10分程度の休憩を取りますので、御了承のほどをお願いいたします。

それでは、順次発言を許します。

まず、15番川野栄美子君。

○15番（川野栄美子君）（登壇）

皆さんおはようございます。久しぶりに一般質問に立っております。今日一般質問をするということに当たりまして、三又校区の皆さんより市長さん並びに職員さんに私たちの声をぜひ伝えてくださいという声のメッセージを預かってきましたので、御報告申し上げたいと思います。

その1つは、8月ですね、お盆ぐらいに来ました大雨のときに、三又校区も大変心配をしておりましたが、思いのほか災害が少なかったというところで、市長はじめ、職員の皆さんに感謝申し上げますということでございました。もう一つは、これは女性の方が多かったんですけれども、文化センター内で行われました高齢者のコロナのワクチン接種ですけれども、何か心配して行きましたが、スムーズに終わることができました、これも市長さんをはじめ、職員の皆さんに感謝申し上げますという、この2つのことを預かってきましたので、まづもってお知らせをしたいと思っております。

そして、私のほうからもお礼を申し上げます。ありがとうございました。

コロナはまだ増えていますので、これからもスムーズに接種が行われますように御努力のほどをお願い申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

本日私が通告いたしておりますのは、子育て支援と行政の文化化の2つであります。2つともとても大事なものでございますが、やはり地方自治、地方の政治というものは子育て、それから文化の推進はなくてはならないものでございます。政治の目線で地方自治はこれをどう見ているのかというような質問をさせていただきたいと思っております。

ほんの少し前までは、子育てと云ったら、もうほとんどそこにいる祖父母、おじいさん、おばあさんが子育ての支援をしておりました。ところが、世の中がすっかり変わってしまいましたので、子育て支援総合施設をして総括的に市がバックアップするという世の中になったわけでございます。

今、家庭の中でいろいろな不安があり、日本の中で家庭の問題として4つほど大きく取り上げられています。その1つが老後の不安、2つ目が離婚現象の増大、3番目が女性の職場進出による問題、4番目が子どもに表れる病理現象、これが家庭の中の4大の問題点と云われています。これをどうやって地方議会、政治でうまくしていくのかというのが、やはり大川を子育て日本一にする鍵がここの中に隠されているようでございます。

さて、先ほど申し上げましたように、おじいさん、おばあさんが子育てを支援したということではありますが、先日、大学のほうで面白い授業がありました。それはダーウィンの進化論というものでありまして、女性はなぜ長生きをするのだという講義でありました。その中に、女性はある程度子どもを産んで、その能力をもって、今度は孫を支援する、子育てをする、そういうもので進化して女性は長生きをする。女性の長生きは子育てをするために人生を長くしてきたというのがダーウィンの進化論の中にちゃんとそれが組み込まれている。ですから、女性が長生きするのは栄養がいいのかと、そういうふうなものではなく、私たちのずっと先代がそういうふうにしてやっぱり人を育てて、人間を増やすために非常に努力をしたということが書かれている。

市長もよかったら、このダーウィンの進化論、なぜ女性が長生きするのかと、1回読んでみてください。なかなか面白いものでございます。

私も気になりまして、内閣府の世論調査がっておりますので、ちょっといろいろ見て回りましたが、今度子育て支援総合施設を造る中にこういうようなものもしっかり頭の中に入れながら、子育て支援総合施設を運営していかないといけないなと思ってしてきました。ちょっと調査しましたので、見てきましたのでお知らせしたいと思っております。

まず、夫婦間で、今日は結婚しても子どもを産まないというようなものが、それをどう思

うかと、それは大変よいというふうなものが出ているということですね。昔は結婚して子どもを産むのは自然的で当たり前だったということで、昔と今ではそういうふうな考え方が全然違って来たということでもあります。そして、子育ては次の社会を担う世代になるから、子育て、子どもは大変必要であるという、それにどうかということ、若い男性、女性は50%はそうだと思っている。やっぱり子どもを産んで育てることが次の社会をつくるから、それは大事だと思っているのは半分はいるということでございます。そして、出産、育児による子育ては自分が成長するから、やっぱりこれはいいということで、高い答えを出したのは、これは女性が多かった、それは当たり前のことだろうと思いますが。子どもは家の跡取りという考え方はどうかということ、男女ともこれは低いです、低い。子どもは理想として何人ぐらい欲しいのかというもので、3人が46.7%、2人が31.4%、そして、人間の幸せは結婚だけではないという問いに、男女ともそう思うと答えております。それで、家庭の役割、家庭の役割は何ですかという中に、子どもを産み育てる教育の場、これが家庭の役割でしょうといったのは10%ぐらいですね。ぐうっとこの問題が減少しているわけですね。そして、上がってきたのは、家庭の役割は何ですかという問いに、休息とか安らぎを得る場、お互いに助け支え合う場、家族がお互いに成長していく場、特に女性が上がっているのがお互いに助け合う場、これが家庭ですよというのが女性がぐうっと表が上がっています。

大川市の子育ても、私もこれも委員として入っておりますが、平成16年ぐらいに、大川市子育て支援、次世代育成支援行動計画というふうなものがありまして、ここから行動計画、それから基本目標とか施策の方向とか、行動計画の内容として大川市も着々と子育て支援総合施設を造るために勉強をしてきたということは間違いのないわけですね。それでやりました。そして、やっと子育てをしている全ての家庭を応援するために子育て支援総合施設が10月3日にオープンするということでございます。

これは、行政が本気にならないとあの子育て支援総合施設はできなかったと思います。それは前市長の鳩山市長、今の倉重市長、この2人が手を組んでやられたというところが、子育て支援総合施設ができた大きな原因であったと私は思います。

皆さん、昨日、市長もちよっと言われましたが、あれを造るにはそんなに簡単にできたわけではありませんよというふうな感じでおっしゃいましたが、お金をどうするのかというのが一番大事なものでありますが、市が半分、国からというふうな感じのお答えがあったと思います。やはり国会議員がいて、それから市長がいて、そういうような流れ、それをきちんと



とつないでおかないと、国からの助成金、県からの助成金というのはなかなか来ないものがあります。それを一生懸命努力しながら、市長だけじゃなくて、前は企画課長さんで、今は副市長で、橋本さんいらっしゃいますが、ここら辺りも随分頑張っておられましたので、ちょっと今日が合いましたので申し上げましたが、市の職員さんたちの努力、この努力のたまものが10月3日にオープンいたします子育て支援総合施設でございます。もうすぐオープンでございます。心、気を引き締めて、せっかく建物が立派になりましたので、中身をこれからいいものにしていかなくちゃならないだろうと思いますので、市長、その付近はしっかりやっていたきたいと思います。

それで、これからちょっと質問いたしますが、市民の皆さんがですね、子育て支援をするのは当然大川として当たり前なこと、これは賛成しますよ。ただし、大川に1つしかない公園の中になぜこの子育て支援総合施設を造るのですか。この付近がどうにも分かりません。これをちょっと今日は一般質問にするから、川野さんしっかり市長に聞いてくださいということでございますので、今日は質問に立っております。

大川市も公園という公園がなかなかないんですよね。だから、市民としてはあの公園をリニューアルして立派な公園にしてもらいたいというような希望があったみたいですね。でも、子育て支援総合施設ができたということ。それは意味があるだろうと思うけれども、議員さんたちは知っているけど、私たちにはよう分からんということでございますので、市民の皆さんによく分かれるように、るとその理由を言っていただければ、きっと御理解をいただくだらうと思います。

通告しておりました、どんなことをやっていくのかということ質問してはいたけど、昨日は宮崎稔子議員の答えで全部言われましたので、これはカットいたします。もう言わなくていいです。

次が文化行政の推進についてということでありまして、清力美術館のアート活用に力をとということであります。

今日、市長がパラリンピックのことで金メダルを取ったと言われていますが、それと同時に、明日から清力美術館でパラリンピック東京大会ペルー交流記念として野口忠行展が始まります。野口先生の展覧会が始まります。そこの清力美術館の館長に聞きますと、清力美術館は小さな美術館であるけれども、非常に人気がある。特に若い作家が、東京とか、いろんなところから来てここで展示会をしたいという希望が多いということでもあります。この清

力美術館は清力酒造株式会社が持ってあったものでありますが、市が今度はそれを運営いたしております。

ここでお尋ねするのが、大川市立美術館になって、あれから何年になるでしょうか、そして、その間、市民に喜ばれた企画は何がありますか。その中で特によかったと思うものを3つほどお知らせくださいという内容でございます。

壇上からは以上のことをお尋ねしまして、あとは質問席からお尋ねしたいと思います。それでは、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（平木一朗君）**

市長。

**○市長（倉重良一君）（登壇）**

川野議員の御質問に、4年ぶりになるかもしれませんが、お答えをいたします。

初めに、子育て支援総合施設モッカランドの整備に至った経緯と目的についてお答えをいたします。

全国的な晩婚化、晩産化の進行によりまして、本市におきましても出生率が低下をし、人口減少が進む中、保育料の7割軽減をはじめ、少子化対策に取り組んでまいりました。

また、本市における子育て支援事業は、子ども未来課、子育て支援センター、保健センター、ファミリー・サポート・センターそれぞれで、相互に連携しながら実施しておりますが、別々の場所にあるため、ワンストップ窓口で支援をしていく体制の整備の必要性を感じておりました。

これに加え、昨日の一般質問でもお答えを申し上げましたが、国は子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を全自治体に設置するよう求めていることから、この機能を併せ持った施設が本市には必要であると判断いたしました。

そこで、平成29年度、市議会議員、有識者、子育て支援団体などで構成をする大川市子育て支援総合施設整備計画策定委員会を設置し、その検討案を基に、平成30年3月、大川市子育て支援総合施設整備計画を策定いたしました。

この整備計画におきまして、施設の建設場所につきまして、大川中央公園内が望ましいとされました。理由としては、同公園は市役所や図書館などの公共施設も近く、また、当時同公園はリニューアルが計画をされており、さらに平成27年度の都市公園法改正によりまして、それまで都市公園内に設置が認められていなかった社会福祉施設の設置が認められることと

なったことで、施設と公園との相互利用が期待できると考えられました。

施設整備計画の策定と併せ、大川市第6次総合計画においては、子育て支援総合施設の整備と子育て支援の充実を、また、第2期大川市子ども・子育て応援プランにおいては、新たな子育て支援総合施設の建設と子育て支援事業の充実を掲げ、鳩山前市長時代からの本市の構想の実現を推進しております。

なお、本施設の整備に係る財源として、事業に係る経費の2分の1につきまして、国から地方創生拠点整備交付金の交付決定を受けております。

また、残りの財源につきましては、大川市を応援したいという方から御寄附をいただいたふるさと納税を活用することといたしております。

そして、このモッカランドを拠点として、子育て世代の出産、子育てへの不安を解消し、安心して働いていただける環境を整えることで、本市の少子化に歯止めをかけるとともに、近隣地域の中で子育てに優しいまちであるとのイメージを定着させ、まちづくりの一つの戦略として、若い世代に向けてアピールをまいります。

今まで申し述べましたとおり、市長就任以来、施設建設に向け整備を進めてまいりましたが、多くの方々の御協力の下、いよいよ10月3日にオープンいたします。

このモッカランドに子どもたちのにぎやかな声と笑顔があふれ、多くの子育て世代の方々に安心して御利用いただけるような施設となるよう努めてまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

なお、文化行政の推進につきましては、教育長より答弁をいたします。

**○議長（平木一朗君）**

教育長。

**○教育長（内藤妙子君）（登壇）**

川野議員の御質問にお答えいたします。

現在の清力美術館は、明治41年に合名会社清力商店の事務所として建てられたもので、平成10年3月に市へ寄贈を受けた後、平成12年に改修を行い、平成13年6月に大川市清力美術館として開館し、今年で20年目を迎えました。

地域に根差した美術館として、地域性と個性ある文化の創造を目指し、郷土を感じる作品や著名な作家の作品を鑑賞いただく機会を提供しながら、これまで36回の企画展を開催し、多くの方々に御来場いただいているところでございます。

企画展について振り返りますと、開館から数年間は、地元にはゆかりのある作家の作品展や大川伝統工芸展などを開催し、市内、県内から多く来場いただきました。ここ5年間は、若手作家の育成を目的とした未来への視点シリーズや韓国やヨーロッパなど海外の美術作家にスポットを当てた企画展などを開催したことにより、県内だけではなく、在京の美術、芸術の関係者や海外からも注目いただき、市内、県内はもとより、東京などからの来場者や若い来場者が増えてきております。

市民に喜ばれた、または自慢できる企画展を3つとの御質問ですが、開館当初と今では企画展の内容等に変化があり、また、多くの来場者に喜ばれた企画展ばかりですので、一様に優劣や順位をつけることは難しいのですが、著名な作家を紹介したもの、郷土を感じる内容のもの、若手作家を紹介したもの、その3つの企画展を挙げたいと思います。

まず、平成24年度に開催しました「高鶴元展」です。平成22年度に大木町の圓照寺より寄贈いただいた美術作品の中に高鶴元氏の作品があり、翌年、高鶴氏より清力美術館へ作品の寄贈を受け、この新しい収蔵作品を紹介する意味も込めて企画したものです。高鶴氏が世界的に活躍されている陶芸家であったため注目を集め、これまでで最多の1,857人の方に来場いただきました。2階の広間の一角を池に見立て無数の色鮮やかな水鳥を配置した作品は、水鳥がまるで生きているかのようで、高鶴氏の色彩豊かで抽象的な型体の生命感あふれる作品に来場者は魅了され、作品から元気を与えられたと聞いております。

次は、平成22年度に開催した「藩境のまち～ランマ・指物の世界～展」です。木工のまち大川の礎と伝統がいかにして築かれたのか、その一端を示す内容となっており、江戸後期から大正にかけての大川の名工の技を鑑賞することができ、1,638人の方に来場いただきました。来場者からは時代と文化の重みを感じる作品、後世に残したい作品との声が聞かれ、木工のまち大川の伝統技術のすばらしさを改めて感じていただけたインテリアのまちにふさわしい企画展でした。

最後に、先日まで開催していました未来への視点シリーズの「浦川大志×名もなき実昌展」を挙げたいと思います。浦川氏は現代社会の風景をのぞく窓として、インターネットの仮想空間を思わせる絵画作品を描いている若手現代作家です。清力美術館の館内に足を踏み入ると浦川氏が創造するインターネットの異景に迷い込んだかのような印象を受ける企画展で、インターネットやデジタルデバイス等の影響によって、変容する現代人の知覚、認識の在り方を問う、今という時代を捉えた作品に込められた意図や手法に来場者の皆さんはと

ても興味を持たれていました。

かつて清力酒造の社主であった中村綱次氏が青木繁をはじめ、当時の若き画家であった坂本繁二郎や古賀春江らの芸術家を支え育み、地域文化の振興に寄与したことは、清力美術館の原点となるものであり、この歴史をしっかりと受け継ぎながら、未来へつなぐ美術館を目指し運営に取り組んでまいります。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

市長、答弁ありがとうございます。市長がおっしゃったように、なぜその公園の中に造ったかということは、市長の答弁で大体皆さんお分かりいただけたらと思います。

それを造って、これから男女共同参画の視点で質問いたしますが、なぜ子育て支援に男女共同参画の視点を入れるのかと聞いたら、男女共同参画はやっぱり人権を主に扱うところがありますので、子どもの人権、そういうものを含めまして、子育ての中にそういう視点を入れることがとても大事ですと、行政の皆さんいかがですかという質問でございます。

まずお尋ねいたしますのは、子育て支援、男女共同参画の視点での大川市の流れをお尋ねしたいと思います。簡単でいいですので、その流れをお願いいたします。

○議長（平木一郎君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えいたします。

大川市の流れということで、最近で申し上げますと、2018年大川市男女共同参画推進条例を制定しております。同年、女性活躍推進法を踏まえた女性大活躍推進宣言、2020年にはイクボス宣言、それと、今年度子育て支援総合施設モッカランドの開設と、そういった流れとなっております。

以上でございます。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

それでは、市長にお尋ねいたしますけれども、女性大活躍推進宣言をされましたけど、どんなふうに今は推進しているのか、宣言されてその後、それがどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（平木一郎君）

市長。

○市長（倉重良一君）

女性大活躍推進宣言ということで、特に意思決定のある、企業でいえば管理職なりに女性の割合が高くなっていくようなことを目指しておりますが、市役所自体もそれを目指してやっておるわけですが、なかなか一朝一夕にはいかないというところがありまして、候補者といいますか、もっと若い世代からの教育なり環境を整備しておるといような状態でありまして、決して、結果につきまして今日現在、胸を張れるようなところにはないというふうに思っております。

○議長（平木一郎君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。なかなか女性を管理職に就けるよう、数字的にはよく言われますけど、実際にどうですかと言ったら、私は嫌ですよという、本当にそういうふうに言われる方が多いんですよね。私なんか、わあ、いいのにもったいないなと思って、嫌ですよと言われる。その嫌というのが何なのかということを知りたいんですけど、そこにヒントが隠れていると思います。嫌ですか、はい、そうですかと、それではいかんと思いますので、何で嫌と言っているのか。それは環境なのか、それから、縦に並んでいますから、そういうふうなものなのか、何かそういうふうな、家庭の事情もあるだろうと思いますけど。せっかく大活躍をしているので活躍をしてもらわなきゃいかんわけですね。

私、今度は名指しで申し訳ありませんが、子育て支援総合施設の施設長をする古賀さんですね、私は嫌ですよ、嫌ですよと言うけど、やっぱり長になったら、昨日答弁を見ているときちんと言うでしょうが。言う割にはきちんと言うねと思って見ているんですけど。ああいふふうがいいと思ったらさせんともったいないわけですよ。嫌々と言うわけですよ。嫌々と言うけれども、これがいいと思ったら、そこにして、やんなさいというふうなものも市長の大きな仕事だろうと思いますので、ぜひこれは活躍をするような場を市役所のあたりもつ

くっていただいてしていただきたいと思います。

それから、イクボス宣言もありましたけど、これはどれくらい進みましたでしょうか。これを市長お願いします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

イクボス宣言はそれぞれがまさに管理職、男性も女性も部下が子どもを育てやすいように自らの行動をしていこうということでもありますので、具体的に数値目標等ということではありませんが、私自身がまだ子育て中ということもありまして、例えば、今日学校の行事で少し時間を外すと、そういうことはあえて部下には申しながらやって、私の行動を見せることで職場内、市役所内がそういう家庭の事情で、家庭の生活をしっかり守りながら働けるんだという雰囲気をつくっていくと、それは空気感としてはできているのではないかなというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

私はいつか、あすばるで大会があったときに、市長がパネラーで出られて、あなたのところの市長さんはすごいねと褒められたことがある。何ですごいかといたら、やっぱりちゃんと家事とか、そういうふうなものにも身を入れて、なかなかああいう市長さんはおられないと相当褒められたんですけど、褒められた割には家であんまりしよらんような感じがしますけど、どうですかね。お料理をするとか、そういうふうなものはするということではありますが、やっぱり子育てとか家事とか、そういうふうな感じのものを男性がするというふうなものはですね。でも最近、男性はコロナで家におって、料理するのがこんなに楽しいとは知らなかったと言って、目覚めた男性もいますので、やっぱり興味を示す、それがいい方向にいくんじゃないだろうかなと思います。

では、次の質問に入ります。

実は、三浦まりさんという方がいらっしゃって、この方が男女共同参画の貢献というところでフランスから勲章をもらわれました。何で勲章をもらわれたかという、日本に男女同数ぐらいの議員さんたちを入れてほしいという運動をされたんですね。なぜかといったら、

この前、宮崎稔子議員が生理用のナプキンの貧困ということをされましたけど、それは生活で当たり前のことだけど、そんなことを言うたって、だれも男性の議員さんたち、国会議員は知らなかったというわけですよ。それではいかんと、やっぱり女性の生活がどんなふうになっているか、女性とは何者かというのは女性でなからにや分からないというところで、女性も選挙に立てというふうな感じのものを言われた方でありまして、それが認められまして表彰を受けられたんです。

なぜフランスでこの方が、アメリカでもイギリスでもよかったんですが、なぜフランスから表彰を受けられたんでしょうか。担当課長、どうぞお答えください。

○議長（平木一朗君）

野中企画課長。

○企画課長（野中貴光君）

お答えいたします。

なぜフランスからかということですが、まず、男女間の格差につきましては、フランス革命直後の世界人権宣言が広まりましたフェミニズム運動が始まりと言われております。また、1997年時点のフランスの政治におきます会議における国民会議については、女性が占める割合が僅か1割程度でございました。フランスで2000年に制定されました——フランス語で男女同等を意味するパリテ——このパリテ法は、世界で初めて男女同数、平等な50%ずつの候補者擁立を義務づけた法律でございます。2019年には4割程度、内閣も男女同数となっております。

日本におきましては、三浦氏自身がフランス大使館からの協力を元にパリテというフランス語を使って男女均等という考えを広められ、とりわけ2018年、政治分野における男女共同参画推進法の成立に尽力をされております。

この法律では、政党は候補者の男女均等を目指すということになっておりまして、日本版パリテ法とも呼ばれております。

このように、男女共同参画はフランスの歴史的な背景もありまして、今回の受賞につながったものと考えております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

15番。



○15番（川野栄美子君）

市長、今の答弁をどう思いましたか。企画課はよう勉強しているですよ、本当ですね。いろいろ問いする中に。やはり分からないところはしっかり勉強して。

だから、そういうふう to 今度子育て支援総合施設ができて、子育て支援総合施設は毎日の行事をするのが精いっぱいだろうと思います。でも、そこの中に来ている問題点を数値化したりまとめたりするのは企画課だろうと思います。企画課がこれから子育て支援総合施設をどう持っていくのかというふうなものをしながら、そことリンクしながらやっていると、ただ毎日毎日した。議員さんたちから、今度できたときに何人ぐらい来ましたか、幾らかかりましたかと、そういう質問だけじゃなくて、中身の濃いような質問をするのにはやっぱり企画課が入ったほうがいいと思います。あれだけ勉強しているから大丈夫だと思います。よろしく願いしておきますね。

それでは、次に行きます。

議長、私の時間は10時5分までですね。

○議長（平木一朗君）

そうです。

○15番（川野栄美子君）

早口で行きます。子育て支援の中に少子化というふうなものがとても言われていますが、昨年の統計が出ておまして、2020年に生まれた人は84万人で、今コロナが続いていますので、またこれからも少なくなるだろうということで、子どもは増えていくということじゃなく、下がっていくというふうな感じの傾向が強いようであります。

それで、子ども庁が来年あたりにできるんですけど、今、内閣府は少子化問題、それから子どもの貧困、厚生労働省は待機児童とか虐待防止とか、ひとり親支援、文部科学省は幼児教育、いじめ問題、こういうふうなものをがつと一緒にして子ども庁というものをつくるということになっていますので、うちも総合的に子育て支援総合施設を造るということは国の施策とやや似たような感じでやっていくということでもありますので、とてもいい方向に行くんじゃないだろうかなと思います。

ところで、市長がおっしゃいました国から2分の1、大川市からその他とおっしゃいましたけど、金額をちょっと聞きたいです。幾ら幾らという感じになっているのか、金額を示していただきたいと思います。

○議長（平木一朗君）

古賀子ども未来課主幹。

○子ども未来課主幹（古賀章子君）

子育て支援総合施設の建設費に係る事業費のことだと思いますが、まだ最終的な精算は済んでおりませんので、概算ということになります。総事業費といたしましては予算ベースで約8億円ほどになるんですが、事業費としては7億5,000万円ほどを見込んでおります。そのうち、地方創生交付金の対象になる部分が7億円と見込んでおりますので、その半分3億5,000万円ほどが国から来るものと考えております。残りがふるさと納税を充てさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。これくらいお金がかかっていいものができるということでありますので、中身をしっかりとしていかなくちゃいけないだろうと思います。

そして、その中に入る人は人材でありますので、その人材もいろいろ考えて配置されるだろうと思いますが、いろんな方々が入って子育てをされていけます。市議会が希望していることは、お金をそれだけ使って、やっぱり市民の皆さん、子育てをする方が、ああ、ここに来てよかったと言われるような、喜ばれるような子育て支援総合施設を望んでおります。

次の質問がありますので、今日はこれくらいにして、またさせていただきます。

次に入ります。

次が教育長からお答えいただきました、本当にありがとうございました。やはりどれを3つ挙げていいか分からないほどいいものがありましたということをおっしゃいましたが、私は聞いていて、なるほどそうかなと思いました。

その中で、一番最初は高鶴さんだったですね、高鶴元さんがよかったと言われていますが、あのときは本当にたくさん私も見まして、焼き物はこんなに黄色とか赤とか緑が鮮やかにあんなふうに見えるのかと、まるで一幅の絵のような感じに見えたのが高鶴元さんの作品でありましたが、それから、大川市の方々も高鶴元さんのファンがおられて、よく福岡のデパー

ト辺りに高鶴元さんの展示会が催されてありますが、そこに行ったりなんかしまして、今でも美術館でした後でも、そういう交流が続いているということは、非常にいいことだろうと私は思っております。

それで、清力美術館も、中村綱次が清力酒造として青木繁に絵を描かせ、自分の大広間にそれを飾ったのでありますけれども、そもそも清力は船をしていた。船会社であったからですね、それから酒のほうに移ったんですけれども、なぜ移ったんだろうかなと思って知ると、やはり川が流れている、川の水はアオといって大変おいしい水が取れるというところで、明治9年に明治政府がお酒を造っていいですよという奨励をしたから、いろんな方が酒を造ったんですね。ですから、あそこのところは清力だけではなく、幾つかの酒屋さんがありました。市長も大体三又の生まれだから、酒屋さんが何件ぐらいあったかということは大体、幼稚園ぐらいけん覚えていのかどうか分かりませんが、五、六件ぐらいあそこにあったわけですね。だから、お酒屋さんの蔵があるまちであったということは間違いなかつただろうと思います。

ただし、中村綱次を調べてみますと、大実業家で鉄道を敷いたり、それから水道を引いたり、銀行を造ったり、学校を造ったりといろいろしています。昔はお金を得たら公共事業、市役所がするようなものを個人的にやっていたというのが明治の特徴であると思います。

今は中村綱次という人をちょっとここに持ってきていますが、（資料を示す）中村綱次ですね、何か顔だちが日本人離れしたような感じではありますが、この方は養子ですね。養子さんであって、今村家から中村家に養子に行ったんですけれども、その際に、三又小学校が中学校に移るというところで、きちんと、誰が幾らその当時寄附したかというふうな感じのものが残されています。ここに中村、ずっと中村綱次、中村綱次といって寄附がいっぱいあるわけですね。

ここにヒロセという方、この方もヒロセさんといってお酒屋さんですね。最近こういう新聞を頂きました。これは2月11日にヒロセさんところの息子さん、ヒサカズさんという方ですが、この方がお酒屋さんの息子さんだったんですけれども、召集令状が来て戦争に行つて、ビルマで亡くなられたわけですね。亡くなられたとき、そのときに学校で書いてもらった日の丸のこれが返ってきたというわけですね。だから、今、返ってきたということで、一人息子が大変優秀だったけれども、戦争で亡くなったということであつて、お父さんもその僅か3か月ぐらいで亡くなつてしまつて、酒屋がされないうになつていっているわけですね。

ここで申し上げたいのは、清力美術館というものがありますけれども、ただ、そこだけでは足りない、根があるから、その根は何かと云ったら、やっぱり清力酒造と云って大実業家がそこにいたということと言わないと、あの小さい清力美術館だけしてはもったいないと思うわけです。だから、そういうふうな歴史的なものも掘り起こしてその厚みを出したらどうかという質問を教育長にいたしますので、お答えください。

○議長（平木一朗君）

教育長。

○教育長（内藤妙子君）

今のお話はとても貴重で、興味を持って聞かせていただきました。今まさに、学校教育の中でもふるさとを愛し云々と、子どもの目指す子ども像がありますが、ふるさと学習、郷土学習、そういったものも取り入れようと今計画をしております。ぜひ新しくなる三又小学校の校舎におきましても、そういった地域の伝統、人、物、事、それを深く追求するような学習場面を学校のほうにお願いいたしまして、三又に限らず、どの学校にもその地域の歴史、文化、そういったものを深く学ぶような、そういったシステムをつくっていききたいなど、今お話を聞かせていただいて、そんなふうに強く感じました。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それから、絵がいろいろ残っていますけれども、教育長にちょっとお願いしたいことがあるんですけれども、実は三又小学校に中村ハナコさんが描いた絵が2つだけ寄贈されています。1つは根子岳、もう一つは子どもの油絵です。ところが、油絵が剥げ落ちて、倉庫に今眠っているわけです。どこにあるだろうかと思ったら、新聞紙にくるまれて倉庫にありましたので、やっぱりあれは修理して、三又小学校が新しくなるなら新しいところに飾ってほしいなと思いますけど、その修理して飾っていただくということはできるでしょうか。

○議長（平木一朗君）

教育長。

○教育長（内藤妙子君）

今すぐ回答をというのはちょっと難しいと思いますが、後ほどの内藤議員の中でもお話し

しようと思っていたんですけども、量的なものも質的なものも考えて、文化財に限らず、絵画とか、そのまま保存するというはなかなか厳しいものがあるんじゃないか。

今新しく保存の仕方を、例えばデジタルで記録を残して、それを復元してとかいうような形もあるかなというふうに思っています。

今あるものをそのまま修理してというのは、ちょっとまた持ち帰らせていただいて、どのぐらい費用がかかるものか検討させていただければというふうに思っております。

以上です。

**○議長（平木一朗君）**

15番。

**○15番（川野栄美子君）**

ありがとうございました。私どもの市議会も、その前のところに絵が飾ってあるわけですね、入り口のところに。近藤栄子さんという先生が描いた絵ですけども、油絵でがたがたしていた。それを見かねてお嬢さんが、すみませんけど、私が直させていただけませんかしょうかと来られたわけですね。ですから、それはお願いしますということで、直してもらったんですけどね。行政の文化化というのは、そういうふうな感じの予算まで組んでおかないと、なかなかそれができないわけです。もらったらそれで終わりじゃなくて、油絵はやっぱり傷むから、そういうところまでの予算を含めた上でやっていかないと、もう終わりになってしまうわけですね。

私も入ったときに、あの絵を見て、わあ、この絵はどういう絵だろうかといって議会事務局にその当時聞いたわけです。あの絵は大体どういう意味で描かれたんですかと。議会事務局が答えたのは、知りませんでしたわけですよ。知りませんということだったから、文化協会に行って、どういう意味でしたのかと言ったら、その先生がイタリアに行ったときに、火山が噴火して、ポンペイというまちが埋もれてしまったわけです。そこに石膏を流し込んで遺体があるような形を取って、それを美術館に置いてあるわけです。それを見た先生が、これは残したいというところで描いたわけです。命の大切さを描いたものが議会の入り口のところに飾ってありますが、多分議員さんたちは何の絵か全然知らないという方が多かったんだろうと思いますけど、そういう絵で、少し解釈をつければ、さあっと広がるようなものが大川のところに散々残っています。文化センターのどんちょうも、あれは青木繁が描いた「漁夫晩帰」というふうなものでありますけど、あれも傷んでどうしようもない。

ですから、行政の文化化を推進するためには、少し予算を取って本気で直さないと、全部それが終わってしまうということでもあります。これは教育長のところばかり言ったってできないだろうと思いますが、市長、それは今すぐできないかも分かりませんが、そういう現状でありますので、それはもったいないと思います。ぜひ少しでもそれをいい方向に持っていきたいと思いますけど、いかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

文化財といいますか、アート、芸術作品、なかなか正解が見えない世の中にあって、そういう芸術作品から教えられることもたくさんあると思いますし、大事にしていかないといけないということはそのとおりであります。

ただ、全てを網羅的にそのままの形で、先ほど教育長が申しあげましたけれども、抱えながら、増やしながらか保存していくということになりますと、かなりの費用がかかっていくということでもありますので、なかなかどの作品がどうだということも、これまた難しいわけがありますが、その辺は精査しながらですね。

ただ、芸術が我々にもたらすものというのは、いいとか悪いとか、お金がもうかるとか損するとか、そういう単純な価値だけではないというところは持ちながら、行政としてどういふところができるのか、近隣では、例えばどんちょうを新調するとき、行政ではなくて民間からの寄贈でされたところもございますので、いろいろそういう手段も考えながらやれることを模索していきたいと思います。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。市長がおっしゃるとおりでございます。やはりそういうところに目を向けるということが私は大事だろうと思います。一般質問をしながら、やっぱりなかなか見えなかったところに行政が目を向けていく。そういうふうなものも地方政治の中にとっても大事なものだろうと思います。今の答えで十分でございます。しっかり検討をしていただきたいと思います。

最後に、アートのまち大川は、これは大事なものだろうと思ってですね。うちは木工の職

人さんたちもありまして、アートは絶対大事だろうと思います。

福岡であっておりましたバンクシーのあれに行ってきました。幾つか市長のところにもあれをやっていましたが、分かりやすいですね、このあれが分かりやすくて、本当にこれを見ただけで何を訴えているのかということが分かりやすいんですけれども、この人の作品は、素早く描いて、政治的なものを批判するから警察から追われて、その絵を消せというところもあるわけですね。

例えば、（資料を示す）これは誰の絵か分からん。イギリスの王女と描いてあるからイギリスの方を描いてあるわけです。でも、人間じゃなくて、中身が猿になっているわけですね。けしからんというところで消せというふうな感じになって追われるところもあるわけです。でも、これを見てあなたはどう考えますか、考えるのはあなた次第ですよと行って、あなたはどう考えるんですかと、どの作品でもあなたはどう考えるんですかと、あなたはどう感じるんですかということ盛んにずっと言っていますね。そして、この人はただ者じゃないと思ったのは、やっぱりイギリスの美術館の中にみんなを入れて、この人の作品だから物すごくお金を出さなきゃいかんだろうと覚悟しとったら、いや、1ポンドでいいですということで、お金は今まで作品展をした中で一番少なかった。ただし、観客が物すごく増えた。お金が一番少なかったけれども、一番すばらしい作品展をしていただきましたということで、アートはやっぱり人の心をつかむ。私はこれが政治だろうと思います。

ですから、木工のことも一つは伝えていいでしょうけれども、アートのまち大川も少しづつそっちのほうに持っていったらすばらしいまちになっていくだろうと私は思っておりますので、これもぜひやっていただきたいと思います。

最後に、せっかく清力美術館でいろいろなものがありますので、やはり障がい者の皆さんにも清力美術館に来られた有名な先生方に時間を割いて、アートとはどういうものかというふうなものを教えていただきますと、それをして、自分も絵を描きたいなという、あの方々は感性が豊かですので、そういうふうなものもできないものだろうかと思っています。

それともう一つは、私も1回だけお世話したことがあるんですけど、清力のあの中身の空間は大変すばらしいものです。結婚してウェディングドレス、女性は特に喜びますが、あそここの階段のところで写ったら最高に美しいものであります。

そういうものも全部含めて、子育て支援の中に入るかも分かりませんが、そういうものもしながら、丸ごと清力美術館を今から生かしていただきたいなと思っております。

最後に市長、お答えをお願いいたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

なかなか御期待のお答えになるかどうか分かりませんが、今日の一般質問の中で芸術ということで、私、先ほど正解のない世界に入っているの、そういう中での一つの教科書としてもアートは大事だということを申し上げましたが、今、議員も政治とアートというふうにおっしゃいました。私が今まで実際に見た絵の中で最も心を動かされたのは、スペインにあるゲルニカであります。パブロ・ピカソが描いたゲルニカは、民衆の苦しみ、叫びを写真の何倍も心に届かせる力があるなど、そういうふうに思ったわけでありまして、それは人それぞれ、まさに見る人によっていろいろな感じ方がある。

また、パラリンピックを見ていまして、やはりオリンピックとは違う魅力というのがあります。それはタイムの短さとかだけではない感動の世界がそこにあるわけでありまして、障がい者の方々がアートをされる、そして、我々は清力美術館というすばらしいものを持っておりますので、そういう歴史の大事な預かり物を生かしながら、まちづくりをまたやっていきたいというふうに思います。

○議長（平木一朗君）

15番。

○15番（川野栄美子君）

ありがとうございました。市長、それから副市長、それから教育長、前に三役お並びでございますが、いろいろと大変な時代が来ました。コロナということで、打ちかたなくてはなりません。やはり心がふさぐときに変えてくれるのは、芸術とか文化とかいうふうなものが慰めてくれます。

コロナ禍に芸術的なものをよく感じる、そして考えること、これは哲学ですので、哲学イコールは政治です。政治の基本となる方は、そういうふうな美術とか芸術、こういうふうなものに目を向けて、市長としてはますますいい市長になっていただきたいと思います。

私の希望は、九州で1番というものを目標にしておりますので、まずはそこを目がけて、芸術作品とか、子育てもそうですけど、そういうふうなものをやっていただいて、人から愛される市長に成長されることを心から願って、一般質問を終わります。



○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は10時10分としますので、よろしく願いいたします。

午前10時2分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、11番永島守君。

○11番（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。午前中に予定3人でございますから、少し本日は急いでまいりたいと思いますので、執行部の方々の御協力よろしく願いをいたします。

さて、皆さん大変御苦労さまでございます。このたびもこうして私も発言の機会が得られましたので、事前通告に従いまして進めてまいりたいと思います。

今日は国県の補助事業等につきまして、ほか国県等の回答結果を含めた、そのような結果を、執行部の今後の措置、また、考え方等を伺ってまいりたいと思います。

この夏も温暖化による例年の不安定な気候が続いているようであります。まずは、集中豪雨によって被災を受けられました多くの皆さん方に心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

今さら言うまでもありませんが、こうして自然災害の不幸を免れることを心より願うわけでございます。皆さん御存じのように、新型コロナウイルスは、貴い人命を奪い、そして、世界の経済をも混乱させ続けております。

米中関係悪化の下、さらに国際社会は大きく悪いほうに変わっていったようでもございます。世界の警察と言われました米軍——アメリカ軍、米国史上最長と言われます20年の長きにわたる戦争は、御存じのとおりやっと終結を迎えたわけでございます。

アフガン駐留米軍は先月30日をもって撤収を終えました。日本政府は先月24日、アフガンに残る邦人をはじめ、大使館や国際協力機構で勤務をしていた現地採用職員とその家族の安全な国外への退去のため自衛隊機を飛ばしましたが、その対応は誠に信じ難く、現地採用で期限切れとなった職員を対象外とするなど、現地の協力者やそのまた家族約270人余りが置き去りにされるという大変不幸な事態を迎えたわけでもございます。その家族等については

毎日不安と恐怖の日々を送っているようでございます。このような取り残された家族がいる限り、まだまだアフガン戦争は終わったとは言えず、一日も早く平和が訪れることを願わずにはられないわけでございます。

皆さん御存じのように、1年間延期されておりました東京五輪が無事閉会ができましたことは何よりのこととございました。ウイルス拡散による非常事態が懸念されたにもかかわらず、多くの課題を残したまま強行されました東京五輪は、悪天候、悪条件の中、その対策に追われる結果、首都東京はもとより、近県都市部での感染は日増しに増加し、最悪の事態を迎えたことは言うまでもございません。

私の気のせいでしょうか、小池東京都知事、最近随分と口数が少なくなったように思われます。

政権延命一筋の菅政権、菅義偉総裁への批判は御存じのように日増しに増大し、支持率は26%まで急落、不支持が66%、今や死に体と言わざるを得ないような状況にあることも、これも皆さん方御存じのとおりでございます。

皆さん周知のように、総裁選も二転三転し、6日の党役員改選を済ませ、3年ぶりに党員党友の投票を伴い、9月17日告示、29日投開票が決定したようであります。10月21日任期満了を迎える衆院は、菅総理の伝家の宝刀もさびつき決して抜かれることはないでしょうが、地方でも、衆院解散に向かい着々と選挙準備がなされ、ちまたでは新総理誕生がささやかれるまでになってまいりました。衆院選挙後に与野党の議席比率が果たしてどのようになるのかは分かりませんが、自民党内の正常化人事をもって国家国民のため懸命な政治を願いたいものであります。このような混乱した世に国政に関わる諸先生方は今何を考えられておられるのでしょうか、胸中をのぞいてみたいものであります。

平和の祭典東京五輪の開会式では、遠隔操作による1,824機のドローンが東京の夜空を舞いました。拍手で喜んだ人も大変多いことと思いますが、米中間による軍事目的で競うドローンの技術開発の目的は、ドローン機体に攻撃性を持たせ、人を襲わせる殺りくドローンであることは明らかであります。

1月の報道記事では、中国国家プロジェクトによる、少なくとも44人の日本人研究者がこれに参加し、中国の千人計画、軍事研究には日本人4人が所属し、今や千人計画は1万人に迫る勢いがあります。地球規模、世界規模で加速する自然環境の破壊は年を追って増加し、そして、多くの生命と財産を奪い続けているようでございます。これは政治に関わるそのも

の先見のなさ、そして怠慢であり、先進大国による無謀な開発、そして、乱獲による人災と言わざるを得ませんが、近年加速する世界の温暖化、台風等による豪雨、堤防決壊、そして、家屋への浸水、長期間にわたる森林火災と、近年に見られる災害の多くがどれを取っても人間の手による環境の破壊であり、人災と言っても決して皆さん過言ではありません。今こそ温暖化対策を真剣に考えなくてはなりません、世界の優秀な科学者らは中国へ流れつつあり、中国は覇権国家を目指しており、温暖化を考えることより世界征服をもくろんでいるのではないのでしょうか。人権のない国中国は、ドローン内部に僅か3ミリ程度の爆薬を仕込み、手のひらサイズのドローン群を飛ばし、そして、顔認識システムを利用しターゲットを捜索、追跡し、発見次第に額にくっつき、脳だけを爆薬で破壊して殺害する、そのような研究を進めているのも事実でございます。

このような研究開発に日本人が関わっているのです。中国が強固に推し進める国家プロジェクトに参加する外国人研究者へ巨額な報酬や研究費を支給し、家族を含めて外国人永久居留証を与え、中国が最先端技術を持つ外国人研究者に対しこのような厚遇をするのは、純粋な科学的な、そのような理由からでは決してございません。

周知のように、日本は多くのノーベル賞受賞者を持つ国であることは言うまでもありませんが、我が国は主要先進7か国の中、報酬・研究費、さらには処遇に乏しく、優秀な人材、そして、技術が中国を中心に国外へ流出しているのも皆さん事実であります。思えば、環境や災害研究をすることより高額報酬や優遇される特権を選ぶのは無理もございません。

通告にも記しておりましたように、この夏は昨年より続いておりますコロナ禍と線状降水帯の影響で例年になく長雨によって多くの貴い人命を亡くしました。温暖化は物すごい勢いで加速し、あらゆるところで猛威を振るっておるようでございます。もともと我が国は、世界でも有数の地震、火山活動の多発地帯上にあり、自然災害の発生しやすい非常に脆弱な地盤であることは言うまでもありません。

政府は、強靱な国土、経済社会システムを政策として掲げておりますが、近年の災害は甚大な被害と、その復旧には長い期間と莫大な費用が必要とされます。

国土強靱化政策の基本目的は、人命の保護が最大限に図られること、さらには、国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること、国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化、迅速な復旧・復興が可能であり、そして、国土や経済、さらには、私どもの暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を負わない強さ、受けたダメージからの速やか

に回復可能なシステムの構築にあります。

国は国土の健康診断を行い、国土強靱化推進を図ると明言いたしておりますが、災害の多発にその調査が追いつかず、御存じのように、隣縣市町等でも暴風雨災害による浸水や土砂崩れなどにより生命やこれまで築き上げてきた財産の損失に常に恐怖を抱かざるを得ません。

大川市はこれまで木工という基幹産業で多くの雇用を創出してまいりましたが、今日の業界は、事業所の減少と大きな企業間格差が見受けられるようになってまいりました。人口の減少と流出、さらには、安定所得と同時に、近年の自然災害の猛威は市民生活への不安と恐怖を長年にわたり与え続けているようでございます。

大川市政は何事においてもいち早い対応によって評価をいただいているところではあります。市民の防災への不安と、そして、要望は財政の及ばないところに至っているのも、執行部の皆さん御存じのとおりでございます。

子どもが生活する大川市は平たんで最も安全な地域と言われておりますが、平たんであるがゆえ、基幹産業であります家具・建具工場、その備品、農業、施設園芸、水産業施設の設備や備品への被害は多くの市民生活へ強い脅威となっております。

平たんな大川地域は、長雨に弱く、浸水、水没、水はけは悪く、誰しものが例年の豪雨、高潮などへの不安と恐怖を抱くのは当然のことです。

子どもは、諸先輩、議員諸氏らと今日に至る花宗川防潮水門や、さらには、新橋川への強制排水ポンプ施設について幾度となく国県に対し、陳情、要望を重ねてまいりました。特に花宗川への強制排水ポンプ設置につきましては、防潮水門建設当時より強い要望、意見を重ねた経過があり、関係所管課においてその記録等が残っているはずであります。長年にわたります今日までの陳情要望に対し、当時の建設省九州地方建設局、国土交通省においてどのような回答が得られ、整理をなされているのか。また、今現在、国県の上級諸官庁をはじめ、国県の議会議員は、この件についてどの程度の理解をされておられるのか。さらには、今後、国県への要望活動をどのようにされようとされているのか、この場で伺っておきたいと思っております。

次に、このたびの集中豪雨と長雨による農業、漁業、木工関連産業への被害状況等について御回答を願いたいと思っております。その後、インテリア課並びに農業水産課による被害現場の状況を必要に応じてお尋ねいたします。

以上で私の壇上からの発言を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

よろしくお願いをいたします。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）（登壇）

永島議員の御質問にお答えをいたします。

本市では、近年の地球温暖化に伴いまして毎年のように豪雨による被害が発生しており、先月の豪雨では11日午前8時の降り始めから14日までの総雨量が718.5ミリに達し、この4日間で年平均降水量の約4割が降っております。14日には大雨特別警報が発表されるに至っております。

その間、8月12日には、市の災害関係課で組織する災害警戒対策本部を立ち上げ、気象情報の分析と共有、避難所開設の準備、筑後川河川事務所へ大野島地区への排水ポンプ車の出動要請、花宗太田土木組合と連携したクリークの先行排水、三又地区への可搬式排水ポンプの設置等、浸水害への事前対応を進めてまいりました。

その後、13日に全課長をはじめ、全係長以上と各課の対応に必要な職員を招集、または時差待機させ、15時に私を本部長とする災害対策本部を設置し、コロナワクチンの集団接種同様、市職員一丸となる体制で臨んでおります。また、水門操作員の皆様をはじめ、関係団体、多くの方に御尽力をいただいております。改めて感謝を申し上げます。

災害対策本部におきましては、土木班、水路班、避難所班などの19班を編成するとともに、16時に市内全域に警戒レベル3の高齢者等避難を発令し、避難所開設をはじめ、河川の水位や降雨状況等の情報監視を行いながら、道路、河川等の現地パトロールを実施し、三又地区では建設業協同組合と水資源機構などの排水ポンプを追加し、排水作業を実施しております。

そして、市内全域の道路冠水状況等を把握し、その状況により通行注意看板の設置や三又・木室地区で通行に安全が確保できない一部道路の通行止めを行い、交通誘導員を配置し、通行の安全確保に努めるなど、臨機に対応をいたしております。

避難所におきましては、指定避難所8か所と福祉避難所1か所を開設し、指定避難所に29世帯43名の方を受け入れております。

次に、現在把握している被害の状況を申し上げます。

まず、住宅被害につきましては、床上浸水が1件、床下浸水が28件であります。

農業につきましては、大豆をはじめ、アスパラガス、青ネギ、切り花、イチゴ苗、露地野

菜のほか、農業用機械施設への浸水、冠水が発生しております。

なお、農業被害額といたしましては、現時点で約3,200万円としておりますが、今後の天候や作物の生育状況により被害額が増加していく可能性があります。

また、県の被災支援事業により、ハウスの周囲に浸水防止壁や排水ポンプを設置された農家では被害が少なかったとのことでありまして、ここ数年連続してハウス内への浸水被害に遭われている農家には、このような事業を活用した災害対策をお願いしたいと考えております。

次に、水産業につきましては、幸いにも漁港施設への被害はなく、打ち上げられた流木やごみについても、有明海漁連のクリーンアップ事業に合わせて処理を終えているところであります。

また、各漁協によりますと、漁船やノリ養殖用の支柱の流出等はないとのことでありましたが、海上に流木等の漂流物がまだ残っておりますので、ノリの漁期に入る前に、漁業者と、国、県並びに沿岸自治体による一斉清掃を行う予定としております。

次に、商工業につきましては、市内各所の巡回や商工会議所からの情報を踏まえ被害状況を把握いたしました。現在のところ、被災事業所は12件、うち4件が床上浸水し、被害総額は1,330万円で、商品や機械、備品等がつかるとの被害が発生しております。

今後の対応につきましては、県による被災した事業者を支援する金融相談窓口の設置や制度融資が講じられておりますので、各種支援制度の速やかな情報提供に努めてまいります。

さて、私が市長に就任以来、毎年のように大雨による浸水害に見舞われております。

このため、市として国の国土強靱化関連予算を活用したクリークの緊急しゅんせつや排水ポンプの設置、流域と連携した先行排水、可搬式ポンプの導入など、ハード、ソフト両面により対策を講じてきました。

さらには、県により花宗川や新橋川の河道掘削を行っていただき、自然排水ができるまでの間の貯水能力を高めております。

今回、潮位が高かったことや上流からの増水もあり、一部での浸水被害を防ぐことができませんでしたが、これまでの取組には一定の効果があったものと認識しているところであります。

しかしながら、高潮や大潮の場合、花宗川や新橋川への逆流防止のため防潮水門を閉める必要があります。このような地域実情の中におきま

しては、やはり花宗川、新橋川への強制排水ポンプがなければ本市の抜本的な浸水対策にはつながりません。

まず、新橋川関連で申し上げますと、福岡県の事業として、新橋水門、中古賀水門への排水ポンプの設置及び花宗川分流の事業が計画されております。

具体的な整備につきましては、現在策定中の河川整備計画にて明示されることとなりますが、近年の豪雨災害等を受けて原案の作成に時間を要している状況で、その策定、公表の時期及び改修事業の着手時期等についても未定の状況であります。

計画策定に向けた地元説明会では、花宗川分流やポンプ能力等に対する意見があったと承知しておりますが、市民の皆様の御理解をいただき、県と連携強化を図り、さらなる事業促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、花宗川への強制排水ポンプにつきましては、昭和60年の台風による大規模な高潮被害を受けて、昭和62年に、市議会、大川地区の区長、漁業代表者、大川市等で組織されました花宗川防潮水門建設促進期成会の発足以来、高潮対策と併せて設置の必要性を長年にわたり訴え、要望活動がなされました。

平成14年に花宗水門が完成をし、大潮や高潮に対する不安は軽減されたものの、内水排除不能による浸水被害等のおそれは残されたままであります。

このため、市建設事業要望におきましては、これまでには市議会に設置をされた花宗川強制排水ポンプ設置に関する調査特別委員会や有志議員で結成されておられます大川市国県事業対策推進協議会とも連携しながら、政府与党や地元選出国會議員へ継続して排水ポンプ設置の要望活動を展開してきております。

また、花宗川沿川の自治体等で構成します花宗川改修期成会におきましても、県議會議員の先生方の御支援を得ながら、河川管理者である福岡県及び国土交通省等の関係機関に対し継続的に防災・減災に向けた要望活動を行っているところであります。

これまでの要望活動の成果といたしましては、新橋水門への排水ポンプ設置計画はありますが、花宗水門への排水ポンプ設置におきましては、過去に、まずは、新田入江や小保地区の防潮堤整備を優先的に進め花宗川改修の進捗状況等を踏まえ検討したいとの国の見解から、高潮対策事業が進められ、現在では、大野島地区での堤防整備が行われているところであります。

また、国と県で構成される治水対策検討会で内水対策についても、検討を進めたいとの考

えは示されたものの、いまだに排水ポンプ設置へ具体的な前進が見られない状況であります。

しかしながら、笑顔あふれるまちづくりのためには安全・安心が大前提でありますので、花宗川や新橋川への強制排水ポンプ設置をはじめとした河川改修は、時間がかかるかもしれませんが、大川市の未来のため必ずやり遂げなければならない事業であると認識しております。

また、浸水対策は大川市だけでできるものでもありません。今年度より県の主導の下、私が会長を仰せつかっております筑後川下流域農業開発事業促進協議会を中心に近隣市町が連携を図り、先行排水の広域化に向けて先行排水におけるルールづくりやその検証を始めたところであります。

市町村レベルでは、こうした横のつながりを深めることで浸水対策の効果を向上させてまいります。抜本的なハード対策は国や県の事業で行っていただかなければなりません。このため、私自身が先頭に立ってこれまで以上に要望活動を行ってまいりたいと思っておりますし、何より、河川改修に限らずインフラや大型事業には、地元の国会議員、県議会議員の先生方の御支援と御理解、お力添えをいただき、国、県、市の縦のつながりを強固にする中でせつかくの好機を逃して未来に積み残すことのないよう行動していくことが大切だと強く思っております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えをいたします。

**○議長（平木一朗君）**

11番。

**○11番（永島 守君）**

答弁いただきましてありがとうございます。ちょっと目が途中で見にくくなって、この質問席と壇上のほうの照明が、そこは私どもにはちょっと暗い。非常に飛び飛びに大変聞きにくい壇上の質問じゃなかったかと思っておりますけれども、原稿なしで私もぱたと原稿作ったものですから、再質問のための資料等については一切準備いたしておりませんが、詳しく私が事前通告いたしました段階において、関係所管課においては、私の質問の趣旨というのは、この場で多くは語りませんが、しっかりと認識いただいているものと私も思っております。

そのような中において、今回特別に市長より本当に詳細にわたって詳しく御答弁をいただきました。市長が壇上で述べられましたように、私は平成3年に初当選、その後に、先ほど



申し上げられました上京陳情等々によっても私も同行させていただいて意見もしっかりと言わせていただけてまいりました。そして、今現在、その状況、当時の建設省、そして、窓口としては九地建——九州地方建設局、本日はネットで御覧の先輩諸氏もおられるかと思えますけれども、ここには度々訪問をしながらいろんな要望等を重ねてきたわけでありまして、やっとなら防潮水門というのは建設したわけでありましてけれども、内水面の処理というのが大川市にとっては大変難しい問題であって、壇上で申し上げましたとおり、大変平たんな地域であるがゆえに、なかなか水はけが悪いと、水引きが悪いと。一旦大雨が降れば、筑後川の水位によって内水面がなかなか引かないというようなことが、山間部でお暮らしの方々から見れば、随分とそういうような部分では安全な地域ではございます。しかし、壇上で申し上げましたとおり、これは以前から内藤議員が度々お話しになっておりますけれども、やっぱりどうしても大川市の基幹産業がいわゆる木工である以上、なかなか設備された機械が果たして浸水してどのように、要するに再現できるのか、そういう不安も随分以前からあるものと私も自覚をいたしておりますし、また、毎年やっております台風被害によって、特に上のほうであります三又地区等々においては農業被害が随分と多いようであります。よその地域に比べれば、そりゃ被害総額も、先ほど市長が言われます総体的に計算して概算3,000万円程度ということになりますから、大川市においては被害額も毎年随分と少ないわけでありましてけれども、しかし、私が申し上げますとおり、市民の要望というのはなかなか厳しいものがございます。昨日の質問等々にもありますように、大川市もいろんな形で財政大変厳しゅうございます。そういう中において、どうしても大川市政の安定した運営を図るに当たっては、国県のしかとした支援を受けなければ大川市の円滑な市政運営というのは、そしてまた、市民からの要望、願いというのを決してかなえられるものではないと私も自覚をいたしておりますし、当然として、要するに、大川市の財政はしかと目を通しておられるのが市長でございまして、十分にお分かりの中で政治行政を進めておられるものと思っております。話は長くなりますけれども、私もできるだけ早く終わりたいと思っております。

市長が言われるように、この国県に頼らざるを得ない大川市の財政の中において、一番大きな市民の不安事項というのは何であるのかと。当然、企業の安定した、そういう増益でありますし、そして、昨日の質問でございます。今現在は大川市も随分と人口が減ってまいりました。その中に国際医療福祉大学、高木理事長等々の事業において、今少し人口の減少というのは歯止めがかかっております。いろんな形で皆さん方それぞれ、今日の答弁にもござい

ました、子育て支援総合施設、これも大川市に移住・定住をしていただくためにはぜひぜひ必要な施設でありますし、多くの市民の皆さん方からは高い評価とそういう期待がなされているのも当然でありますけれども、我々は政治家でありますから、遠い先のほうをしっかりと次世代の子や孫たちに、そして、その日本を背負って立つような、そういう子どもたちを大川市から輩出していくためには、しかとした長期間にわたる政策を掲げて、そして、それに少しでも近づくように、自分が政治家の期間である中でできるだけ近づくように、そういうことをしっかりと我々も頭に置きながら、胸に秘めながらやっているわけであります。

度々申し上げますけれども、私もそう長い期間にわたってこの議会に在籍もできないかと思えます。まだまだ市長は若いわけありますから、今から10年、20年先、さらには30年先までできるだけ計画をしっかりと立てていただいて、副市長においてはその辺のところを、企画等々について、企業等々について、しっかりとここ副市長という在籍の中に、それまでに——先ほど川野議員も高い評価をしていただいております。多くの方々も、副市長にも市長を支える立場としての期待があるかと思えますから、しっかりとその辺のところを考えてやっていただきたい。

私はこういう質問の機会を今回も得ました。先ほど壇上で聞きますものについては、そのほとんど大体、私も頭の中には入った上での質問でございます。

細部に当たっては、皆さん方に再度聞く必要もございませんけれども、これまで私ども諸先輩と一緒に、陳情、要望活動をしてまいりました。今現在そういう経過等について、議場の皆さん、さらにはネットを御覧の皆さん方に、その流れというのを多少でも御理解いただくために、これは関係所管課長——田中課長、これを大筋で結構でございますから、花宗川、さらには今現在しっかりといろんな計画がなされ、そして、事業の進捗があっております。そういう中において、なかなか円滑に進まない、なかなか予算が集中した予算をつけていただかない、これこそ政治でありますから、数字にのらないものが政治であります。

そういう中において、中身についても私も幾分か理解をいたしておりますけれども、新橋川、さらには花宗川等々について事業の経過等について、道路を含めたそういう部分について御説明をいただければ皆さん方の参考にもなるかと思えますので、ひとつよろしく御説明いただきますようお願いをしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

田中建設課長。

○建設課長（田中浩二君）

建設課における公共事業の全体的な話かというふうに思います。

先ほど永島議員も言われましたし、市長のほうで答弁もなされました。

やはりうち、建設課では主に道路事業のほうを実施しておりますが、この事業におきましても、単独事業ということではなかなか厳しい面が多々あります。そういう中で、先ほどもありましたけど、やはり国の強靱化予算とか、そういうような予算をいかに引っ張ってくるかという中でその事業を推進していきたいというふうに思っておりますし、先ほど言われました県管理河川の花宗川、新橋川におきましても、当然、河川事業ということで言いますと、かなり長い時間がかかっていきますし、膨大な費用も発生します。そういう中で、事業を推進していくということであると、今まで継続的にやっている要望活動、これを粘り強くやっていくということが重要かというふうに思っております。

さらには、国の事業でやっています高潮対策事業、大野島のほうで今現在進めてもらっております。それにつきましても、今後の事業をどう進めていくか、そこら辺についても先ほど市長は先頭に立ってということでありましたので、それに続いてしっかりやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

11番。

○11番（永島 守君）

課長、答弁ありがとうございます。流れは大筋で皆さん方も御理解いただいたかと思えますけれども、やはり何度も言いますけれども、単費でやるにすれば大川市の財政は非常に厳しい。小さな水路の整備、さらには、道路のくぼみだとか、本当に単費でやるのはもう限られております。大きな事業はどうしてもやっぱり政治の力が必要であります。いろんな形でのそういう政治力を使われて、幸いにして結局、大川の倉重市長は、市長に就任前は東京におられて多くの農業行政を主とする国会議員の先生方ともしかと交流があるわけでありますから、さらには、こうして2期目の市長選の中において掲げた政策についても、これも多くの方々が理解しながら、そして、昨日も質問にございましたけれども、なかなか表で言えない、そういう部分で大変苦勞をされていることと、それから、確信を持たれていること、これはしかとあることは私もそれなりに理解をいたしております。本当にこうしてコロナ禍の

中で大変状況も難しい中、そしてまた、上級諸官庁の方々との接する機会も大変少のうございます。

しかし、その中においても、こういう場所で言うことじゃございませんけれども、市長は他市他県においてでも非常にしかとした、要するに、そういうあれもございませぬ。しかとこれを続けていただきたいし、さらには、この福岡県議会の議長として、秋田県議が今回、今年6月、議会で就任をされました。さらには、菅政権の中で前市長、鳩山二郎代議士は、国交省の政務官というような立場にございませぬ。今現在、壇上で言いましたように、いよいよ総裁選も始まるわけでありませぬから、果たして新総裁がどのような形になるか分かりませぬけれども、恐らくとしてこの国交省の政務官を離れて、結局どういう形での役職になるかは分かりませぬけれども、今現在でもこれはもういつでも市長は連絡を電話で取れるわけでありませぬから、その前に重ね重ねでありますけれども、この花宗川、さらには新橋川等々のそういう事業について、ぜひ再度こうして議会でも取り上げ、悪く言えば、国会議員は何するんだと、そういう意見もあったということでお伝えをいただくなれば、さらにこの進捗も見られるかと思ひませぬ。どうしても大川市は、今現在、鳩山二郎代議士を頼る以外にございませぬ。一生懸命こうしてまだ市長よりも代議士のほうが1つですか、若いわけでありませぬから、まだまだ先のあるお方でございませぬ。せっかくそうしていい素材があるわけでありませぬから、私はそういうふうにして伝えていただきたいと思ひませぬ。私もじかに会ったときにはそういうことを申し上げたいと思ひませぬけれども、重ね重ねではありますけれども、ぜひ今日の夜でも鳩山二郎代議士にしかと連絡を取っていただいて、そういうことだと思ひませぬ。

さらには、福岡県議会議長の秋田章二県議にも、ここでしかとこういう意見があったと。

悪く言えば、新議長さんも過去の実績というのは非常に大変ですな、悪い言い方かもしれませぬけど、なかなかございませぬ。今こそ議長となって、そして、今やらなければ、もうそういう大川市民に対するこれまでのしっかりとした支援の中において、これを皆さん方にお返しするという機会はございませぬ。絶好の機会でありますから、まずは、いろんな形で問題になっております、皆さん方の長年の懸念であります、そういう花宗川、新橋川のポンプ設置等々について早期の結論を出していただきたい。結論につながる行動活動を願ひたいというふうにお伝えを願ひたいと思ひませぬ。

市長が言われたように、一時は新橋川でポンプがいよいよ進捗しながら設置しようかという段階までありましたけれども、一部の方の能力不足だという意見によってこれが中断され、

そして、今現在に至っているわけでありませうけれども、改めてこの辺のところは所管委員会等々においてもしっかりと要望を出していただきたいし、当然として、大川市のトップであります市長がこの先頭に立って事業を推進していただきたいというふうに思います。

いろんな形で報告をいただきました。まず、インテリア課、それから、農業水産課長さん方に、市長の答弁が壇上からございました。その回答について、そのような被害現場を見られたのか、もし見られてあるのであればどのような状況にあったのか。また、今回の被害を食い止める、いわゆる阻止するために今後二度とそういうものがない、それに近づくような政策等々、方法等がありましたらちょっとお話をいただきたいと思います。どちらから行きますか、インテリア課長ぜひお願いします。

**○議長（平木一朗君）**

添田インテリア課長。

**○インテリア課長（添田宗孝君）**

お答えいたします。

まず、8月13日に雨足が強くなったときに昨年被害がひどかった三又地区を巡回いたしております。その際はまだ道路まで水とか上がってきておりませんでしたし、クリーク課のほうで既に排水ポンプを設置されて排水がなされておる状況でございました。

16日の雨が上がって朝一番にまたその三又地区を最初に回りましたけど、昨年ほどの水がなくて、鐘ヶ江団地とか中古賀の家具屋さんのところとかも回りましたが、つかったような形跡がなくて、またその後に商工会議所さんと一緒に報告を受けて（「大筋でいいですよ」と呼ぶ者あり）はい。そんな感じでございました。

昨年のほうが被害額としては2億円を超えておりましたので、今回また排水ポンプの新たな設置とかで大分被害が少なくなったんじゃないかと思います。最終的に、議員がおっしゃられるように新橋川にやっぱりポンプを設置しないと今後また防げないのかなというふうに感じております。

以上でございます。

**○議長（平木一朗君）**

中島農業水産課長。

**○農業水産課長（中島聖佳君）**

農業被害及び漁港関係の被害の巡視につきまして、これについては、市内全域をまず職員、

手分けして回っております。湛水状況の写真等も撮っておりますし、その後に農業者さんのほうに一件一件、被害がありそうなところについては聞き取りを行っております。結果といたしましては、恐らく機械関係とかについては昨年より今のところ少ないと、機械まだちょっと動かさない状況もありますので、それが動いたときどうなるかというのはありますけれども、漁港関係については、昨年については少し流木の大きいやつが引っかかっていたんですけど、今年については幸いにもそういうものが少なかったということでほっとしておる状況でございます。

以上でございます。

**○議長（平木一朗君）**

11番。

**○11番（永島 守君）**

インテリア課長、農業水産課長からお知らせ、報告をいただきました。そういう中において今私が申し上げました、このような被害をなくす、いわゆる大川市というのは非常に安全なところなんですよ。この大雨後の水の被害がなければ住みよいところであろうというふうに思います。これを改善するためには、市長、何が必要だと思えますか。

**○議長（平木一朗君）**

市長。

**○市長（倉重良一君）**

今、両課長から、去年よりは被害が少なかったということではありますが、お一方お一方、一者一者にとってみればその被害というのは決して小さくないわけでありまして。また、今年もなんですが、一番雨が降った時間は干潮に向かっている時間でした。これはたまたまです。これが満潮に向かっている時間だったと思うと、もっと水があふれている可能性がある。壇上でも申し上げましたが、市としてやれることは一生懸命やっておりますし、近隣市町とも連携しながらやっっていこうと。そろそろこれ以上できないというぐらいまではやっておるつもりであります。やはり根本的には、議員おっしゃられるように、花宗川、そして、新橋川にポンプがなければこの地域の安全は担保されないというふうに思っております。今晚にでもというお話でありましたが、まさに壇上で申し上げましたように、国と県と市が縦のつながりしっかりしないといけないと、そこに腐心をしていきたいと思えますし、筑後川は国の管理であります、花宗川は県の管理であります。ポンプはその接合部分につくわけですか

ら、先生方の心を一つにさせていただきながら、私と一緒に一つにしていきながら、早期のポンプ設置に向けてやってまいりたいと。そうしなければこの安全は守られないというふうに思っております。

○議長（平木一朗君）

11番。

○11番（永島 守君）

ありがとうございます。市長からの壇上での回答の中でもありましたように、今現在、大野島の高潮対策、これをやっていただいております。これは平成3年、私が議員になった当時、4月に当選し、6月議会において、あの水門の改修、これを私は執行部に対して意見を迫りました。そういうことにおいて早束手をつけていただきました。早束手をつけていただきましたけれども、それが、言うならば約30年の期間を要してやっと今出来上がっているんですね。ですから、なかなかこういう河川の事業というのはやっぱり難しいんだということは私も重々に理解をいたしております。

今、お二方の課長から御報告いただきましたけれども、これは全て何をもって解決するかというと、常々要望を出しております。そしてまた、市長の答弁にもありましたように、この花宗川と新橋川に、これにポンプの設置をしていただくことによってそういう大きな市民の不安というのは解消できるわけでありますから、これをぜひこれは国会議員、要するに、国交省政務官、さらには、福岡県議会議長にしかとこれを言うていただきたいというふうに思います。

大川市はこういうものを除けば大変暮らしやすいところですよ。そして、国際医療福祉大学はどれだけこれから大きくなっていくか、このままになるのか分かりませんが、今回のコロナ禍、その対応については、高木病院がある、そしてまた理事長の理解を得て、これは市長もしょっちゅう接しておられるわけでありますから、方々の御理解と協力で安心して――そりゃ、コロナにかかるということはまかりなりませんけど、安心して治療ができる、そうして診ていただく、いろんなところで医療崩壊だとか、ベッド数が足りないだとか、医者が足りない、そういういろんなことが言われておりますけれども、大川市も今随分と感染者は出ております。やがて300人に迫るといような勢いでございますけれども、おかげさまで何しろそういう医療設備等々については対応できるわけでありますから、この平たんな地、そして、今生き残っておられる、これからどんどん住んでいただいて税収を上げてい

ただ、そういう方々にもこれから先も、いわゆる家具・インテリア産業の、言うならば生産日本一、いろんな方々が——匠の方々もおられます。大川でなくてはできない、そういう事業というのも私も再三にわたっていろんな、この本会議の中でも、それから個人的にも、副市長にも以前から随分と話してきておりますけれども、そういうことをしかと頭に置いていただいて、胸に秘めていただいて、大川でなければできない、そういうものをぜひ考案していただいて、そしてそれを、言うならば、皆さん方の目に見えるもの、そしてさらには、「大川の駅」等々によってそういうものの発信も、これは多くの方々、期待されております。否定的な方も一部ございますけれども、反対者のトーンというのは、いつも申し上げますけど、高うございます。しかし、なかなか多くの皆さん方は、この「大川の駅」構想については期待がございまして。他県、他市の政治に関わる方々、行政に関わる方々、私のほうもいろんな方々とお付き合いさせていただいておりますけれども、随分と期待されて応援するよというような声もいただいておりますから、しかとこの辺のところを今後の大川市後世のためにこれはやっていただきたいというふうに思います。

午前中3名の質問でありますけれども、ちょうど1時間残っております。もう少しやらせていただきたいと思いますが、その辺のところを、「大川の駅」構想、昨日2名からそういうお話ございましたけれども、私はできるだけ大野島の地で計画をなされたものについて、こういう公の場所でできるだけ発言も控えさせていただいておりますけれども、私のところにも、応援するよというような、県外、市外の方々からそういう声を聞かせていただいておりますし、うちにもお見えになります。私は時折案内をしておりますけれども、すばらしいところだというようなことで、昨日のお話にもありましたように、環境を阻害するような、そういう建物であっては、施設であってはなりませんけれども、しかし、大川市を、またそして、有明海沿岸地域の浮揚のためにも、ぜひ若い市長が音頭を取ってしかとこれを推し進めていただきたい。皆さん方の大いなる期待にこれは応えていただきたいというふうに思います。

申し上げたいことたくさんございますけれども、また機会を捉えながら個別にお話をさせていただきたいと思いますので、多少早うございますけれども、私の持ち時間は15分でありまして、10分間消毒の時間ということでございますから、多分にして、議長、15分ぐらいに再開できるとかと思います。早うございますけれども、ひとつこの辺で今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。お疲れさまでございました。



○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は11時15分としますので、よろしく願いいたします。

午前11時3分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、3番内藤栄治君。

○3番（内藤栄治君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号3番、内藤栄治です。新型コロナ禍が全国的に蔓延している中、パラリンピックがあつております。東京近県では医療崩壊が起き、自宅で待機の方が入院もできなく、亡くなる事態が起きています。本当に痛ましいことだと思います。亡くなられた方には心より御冥福をお祈り申し上げます。また、医療従事者の方々には、昼夜を問わず治療のために奮闘され、心より敬意と尊厳の意を表したいと思います。

それでは、一般質問をさせていただきます。

皆様も大川の風浪宮神社はよく御存じのことだと思います。しかし、風浪宮御神能「風浪」があることはあまり知られていないと思います。

江戸期天保年間頃、久留米藩主9代目有馬頼徳公に献上された久留米藩能三番の一つとしての格式を備えた能です。ほかに、高良大社の「高良」、筑後川を謡った「一夜川」があります。約200年前につくられていて、途中、途絶えておりましたが、20年前の風浪宮1800年祭のときに資料を基に復曲され、風浪宮の境内に舞台をつくり、復曲能「風浪」が上演され、私もそのとき、能「風浪」に関わっておりましたので、感無量で見えておりました。

それから20年後の本年、令和3年11月27日、御神能「風浪」が上演されます。コロナ禍の中、どうなるか分かりませんが、ただいま風浪宮と話し合い、計画を粛々と進めております。約200年の伝統があり、全国の神社でも自分のところで謡曲「能」を自社で持っている神社はそれほどあるものではありません。

御神能「風浪」を大川市の無形文化財にどうだろうかと思い、大川市文化財保護条例を見ると、無形文化財は第18条に2行書いてあるだけで、また、第2条に民俗文化財及び記念物はこの表記だけでどこにもありません。一昔前の有形文化財が主体の文化財保護条例で

はないでしょうか。

教育長には、釈迦に説法と思われませんが、国の文化財保護法第1条に「この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」とあります。

「それぞれの地域で継承されてきた伝統的な文化は、地域の人々の心のよりどころとして連帯感を育み、共に生きる社会の基盤を形成する役割を担っている。そして、地域における文化財は、伝統的な文化を表す一つの形であり、地域の歴史や文化の証として育みながら、次世代へと継承していくべきものである。」、「地域における多様な価値を大切にしながら、地域の人々の心のよりどころとしてその保存を図ることが必要である。」となっております。

「文化財の「保護」は、文化財の「保存」と「活用」の両側面から成り、相互に補完し合うものとされる。また、「保存」には調査、指定、管理、修理、整備等が、「活用」には公開、教育普及等がそれぞれ含まれる。」。

福岡県文化財保護大綱でも国の文化財保護法を踏まえ、「次世代を担う子どもたちが郷土への愛着を育んでいく上でも大切なものです。」、「文化財の調査研究・保存・活用という、3つの核となる重要な取組を掲げ、地域の文化財保護の充実を図るものです。」、令和3年3月15日、教育長名で施行されております。

大川市の文化財行政を一日でも早くよりよくするためにも、根幹をなす大川市文化財保護条例を、今の時代に合った条例に改正を強くお願いいたします。

壇上からの質問は終わり、大川市の環境対策については質問席にて質問させていただきます。

**○議長（平木一朗君）**

教育長。

**○教育長（内藤妙子君）（登壇）**

内藤議員の御質問にお答えします。

大川市文化財保護条例は、昭和62年4月に制定し、全21条から成るこの条例の中、文化財の種類として有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物を挙げ、これに基づき重要なものについて指定による保存に取り組んでまいりました。

また、令和2年1月に、大川市第6次総合計画の教育分野の施策であります第2期大川市教育振興プログラムにおいて、目標の一つである人づくりの教育の具体的目標として、郷土

愛の育成と担い手づくりを掲げ、地域の誇りである文化財の保存・活用を図ることを主要施策とし、文化財の保護に取り組んでおります。

一方、国におきましては、平成30年に文化財保護法が改正され、その中で地域における文化財の計画的な保存・活用の促進などが盛り込まれており、都道府県の示す文化財保存活用大綱を踏まえ、市町村による文化財保存活用地域計画の作成と文化庁長官による認定が制度化されました。これにより地域社会全体で、多様な文化財を次世代へ確実に継承する取組を促進していくこととなりました。

福岡県におきましては、令和3年3月に福岡県文化財保護大綱が策定され、これを踏まえ、市町村において文化財保存活用地域計画を作成していくこととなっております。地域計画を作成する際には、景観保全・地域振興・観光など文化財保護と関連の深い部署と連携した取組が必要であると考えております。

今後につきましては、進んだデジタル技術を活用した文化財の保存や、学校教育や社会教育における文化財の活用、文化財を活用した観光振興など、文化財の計画的な保存・活用の取組を進めるため、文化財保存活用地域計画を作成し、それをもとに市民の皆様や専門家の皆様に御協力いただきながら、文化財保護条例の検討を行い、文化財の保存と活用を効果的に行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

どうもありがとうございました。

私が知りたいのは教育長、改正に取り組んでもらえるということですかね。

○議長（平木一朗君）

教育長。

○教育長（内藤妙子君）

先ほど申しましたように、まず地域計画を作成し、それをもとに文化財保護条例の改正に向けて検討してまいりたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

3番。

### ○3番（内藤栄治君）

ありがとうございました。

やっぱり地域計画というか、今、文化財の大きな流れは保存と活用ですね、この時代に入っております。それを保存と活用、これを両面から見ると全然真逆のような立場になりますけど、これをスムーズに進めていくためには、やっぱり地域計画を立派につくって、そういう流れに持っていかなくちゃならないんだなということは自分も理解しております。

昭和62年4月に大川市の文化財保護条例が出ておりますけど、ここに自分も条例を持っておりますけど、本当は文化財保護というなら有形文化財から進んでいってから無形文化財に入って、民俗とかなんとかに重要な部分が入ってきているからですね。本当にやっぱり文化財保護条例を見ると、ただ有形文化財保護条例一辺たりというか、無形文化財が壇上で申したように1か所だけ、民俗文化財、記念物というのは、もうこの言葉だけなんですね。そこから辺がやっぱり全然今の時代には合っていないなと思っております。

ついでに近隣を調べてみますと、やはり柳川市なんかも、これは柳川市は平成17年の3月21日に改正しております。それを見ると、やはり章で、市指定有形文化財が2章です。3章が市指定無形文化財、4章が市指定有形民俗文化財及び市指定無形民俗文化財、5章が市指定史跡名勝天然記念物、6章が伝統的建造物群というような、これは今の時代に合っているやろうと思います。

でも、これよりももっと今、教育長が言われたように、保存と活用の中にはまだ入っていないやろうと思うんですね、この柳川市の条例を見ると。平成17年やから、これは何でできたろうかなと思って、このとき柳川市がですね。そしたらちょうどやっぱり合併時期なんですね。柳川市と大和町、三橋町が合併するとき、それまでやっぱり文化財条例は昭和52年のを使っていたと。だから、その3市町が合併するとき、きれいにしましょうということで、その時代で本当にすばらしいつくり方をしているなと思っております。

また、今度やっぱり教育長が言われたように、福岡県の文化財保護大綱、これを見ると、もう令和3年、今年の3月15日に施行されておりますけど、これなんかやったらやはり保存と活用のほうが重点的になっていると。やはり文化財の保護に関して考え方が少し進歩しているというか、そういうところになっているやろうと自分も思っております。

自分も壇上で申しましたように、大川市の無形文化財に風浪というのは該当するでしょうかということをお聞きしたいと思いますけど、せっかくこの場やから、誰かお答え

してください。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

まず、指定に当たりましては、文化財保護条例に照らし合わせまして、教育委員会が文化財専門委員会へ諮問し、審議をいただきまして、答申をいただくことになっております。

その中でおっしゃられたとおり、1度途絶えたものが復活し、全国的にも珍しい非常に貴重なものであるということですが、保存団体や継承団体など、まだよく分かっていない部分も多々ございますので、まず生涯学習課のほうでしっかりと調査をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

分かりました。ありがとうございます。

この能というのは、ユネスコの無形文化財保護条約に日本が2004年に締結しております。そして、その中で能楽のほうに我が国で最初に国の無形文化財になっているわけですね。その中の能楽やから、能ですので、ついでにせっかく持ってきたから、これが20年前につくった、復元された「風浪」という本です。（現物を示す）この本があって、初めて能の舞台、演舞ができるんです。この中で、この文言が書いてあるからですね。これができたからこの1800年祭のときは能ができた。

また今度、このお風浪さんが持っているのがなくなったわけですね。また今度200冊、これを改訂しまして、中身は一緒ですけど、お話をされる人は分かっておると思っておりますけど、これ全部ゴマ節で印がついているですね、点々と。こうやって謡いなさいとか、上げてください、下げてくださいとか、これをゴマ節というんですね、私たち。そのゴマ節が20年前、最初つくったときはちょっと合わないなというところが結構あったわけですね。これはもう全部今度、職分に頼んで、こちらと話しながら、それをきれいにした改正本がこれなんですね。今年できた、ぴかぴかなんです。これで今年の能をしていただこうかなと思っております。

今、継承と言われたけど、大川喜謡会ですね、大川市で文化協会にも入っておりますけど、

70人ぐらいのメンバーがおりますけど、そのメンバー全部これは現在謡っております。そして、風浪宮の宮総代さんたちも10人ぐらいかな、練習していただいて、80人ぐらい継承する。でも、これをもっと途絶えさせたくないから、長く使えるためにはやっぱりどうにか教育の場で少しでもされて、応援というか、若い人に伝えないことにはどうしてもいかないから、そういうお手伝いというか、自分たちもお手伝いしますけど、そういう流れに持っていけば、文化財としての価値も継承していくかなと思っております。

そしたら、この件はそういうことでよろしく願いしておきます。

次に、もう皆さん知っておられるように大川は木工のまちですね。その木工のまちの木工に関する文化財、これはどうなっておりますでしょうか。

**○議長（平木一朗君）**

井口生涯学習課長。

**○生涯学習課長（井口秀成君）**

議員おっしゃるとおりに、木工道具や機械などは、今、文化財として収蔵のほうはほとんどございません。その中に、大川の木工の歴史が分かるような貴重な機械等もあるかと思えます。市としてどのようにその道具や機械を保存していくのかとか、そのようなことは今後しっかり検討していきたいと思っております。

以上です。

**○議長（平木一朗君）**

3番。

**○3番（内藤栄治君）**

この有形民俗文化財の部類に自分は入るだろうと思うんですよね。その中にやっぱり道具類、機械類、家具はあそこに見に行きましたけど、民俗資料室ですかね、倉庫ですか、元の鹿子生木工さんの跡にある。本当にいろんなものがあります。家具に関してもあります。でも、うんと言って自分の目から見て、同じものが結構あるというか、昭和初期とか、大正末期かな、その中で1点か2点、これはいいなと思うとがあったけど、やっぱりそれぐらいのレベルかなと思っているんですね。

やはり大川市は木工のまちですということを、大川市自体が日本中に売っているわけですね。その打ち出している中に、やはりこういう民俗文化財みたいな道具類、機械類、家具、これをもっと系統立てて、そんなに数は要らないけど、きれいに保存してほしいなと思って

おります。道具なんか特に、手で使う道具なんかはなくなっているわけですね。職人さんたちが高齢化して、自分たちより上の人たちが年齢的に80歳、90歳の方たちがやっぱりそういうのを使って作業をされていた、自分たちの時代は機械化されていたからですね。

その中で、自分もあの家具で、これ1つだけはぜひ調べて保管してほしいなという家具があるんですよ。

大川市の戦後、この全国に名を売ったのを、足がかりをつくってくださった河内諒デザイナーですね。この河内先生が最後に熊本産業試験場長を退官して、退官後、昭和26年に大川に移り住んで、大川で生活をしながらデザインの普及を図っていったと。その河内先生のデザインが全国的に有名になったのは、昭和30年、大阪で開催された西日本物産展で、河内諒デザインの引き手なしたんすがデザイン性と機能の高さを評価され最高賞を受賞したと。今まで全部引き手がついているたんすばかりやったんです。これを引き手なしで全国的に初めて出したのは大川なんですね。そのデザインをしたのが河内先生なんです。まだ昭和30年だから、65年、もうすぐ70年、まだ家具は残っているやろうと思うんですね。よかったらこの河内先生のデザインした家具をどこかにあるやろうと思いますけれども、探し出してほしいなと思っております。公募でもいいからですね。

なぜそれを言うかという、この河内先生の家具から引き手なしが入って、これを全国に大川市が販売するきっかけになったわけです。そして、関西市場、東京市場として大川がこのデザインの引き手なしたんすを掲げて上っていくわけですね。そして大川家具ということが全国的に名が知れていったかけ橋なんですね。だから、そのかけ橋は大事にしたいなと。

河内諒先生の記念碑は産業会館の前にあるんですね。だから、その記念碑はあるけど、品物というかですね。あと、引き手なしたんすはいっぱいあるけど、30年代の河内先生のはあるかな。自分も探してはみますけど、そういうことをお願いしたいなと思っております。いいでしょうか。ちょっと答弁。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

できるだけインテリア課等と連携しまして、そのようなものを探して、またこの場（120ページで訂正）とかでありましたということで発表したいと思います。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ありがとうございます。私も微力ながら応援したいと思っておりますので。

それで、その中の無形民俗文化財というものがあるんですね。この中で、大川市でこの木工に関して無形民俗文化財は何に該当するかなと思っておると、やっぱり大川の匠なんですね。大川の匠は、やはり文化財保護条例を改正してつくるときには、無形民俗文化財の部類に入るかなと思っておるわけです。

今、この大川の匠はインテリア課がされておりますけど、どういう流れでされているか、ちょっと説明をお願いします。

○議長（平木一朗君）

添田インテリア課長。

○インテリア課長（添田宗孝君）

大川の匠の認定制度について御説明いたします。

480年余りの歴史と伝統を持つ本市の木工産業の伝統と文化を支えてきた職人の中から、卓越した技能と見識等を有する職人の方を大川の匠と認定し、その功績をたたえとともに、全国に誇れる貴重な人材を顕彰して、匠の技の継承に資することを目的としております。

認定対象技能分野が3つありまして、1. 家具製造、2. 建具製造、3. その他の木工関連製造のいずれかの技能分野としております。

対象者としまして、1. 卓越した技能を有する方、2. 匠にふさわしい見識と人格を有する方、3. 本市において産業振興に貢献した方、または産業の発展に欠かせない方、4. 指導育成能力を有し、後進の育成指導、または社会活動を期待できる方、5. 本市に5年以上現に在住、または在勤している方、この5つの全ての要件を満たしている方としております。平成19年の事業開始から現在まで9名の大川の匠を輩出しております。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ありがとうございました。

やっぱり大川の匠ということは、伝統文化財の形式の中に当てはめると、無形民俗文化財



だろうと思うんですね。こうやって技術を伝承している方はですね。そういうことで、やはり思うことには、何か今はインテリア課、教育委員会とか、ばらばらで、次に建物は都市計画課とか、そういう伝統的な文化財を並べていると、一つ一つはどれもかしこにやっってもらっているんですね。それもやはり系統立てて、大川市文化財保護条例の大きな屋根の中に入っているんじゃないかなとは思っております。

その中でついでに言いますけど、伝統的建造物群ですね。大川には、旧吉原家住宅、これは国ですね、旧緒方家住宅、これは県指定、高橋家住宅、市指定、こう建物がありますけど、ここに江頭家もありますけど、同じ小保、榎津地区にうまい具合に点々と近くにあるというか、こういう面を面で捉えるというか、地域一帯を面で捉えて、その中にやっぱり昔ながらの道路ですかね、江戸時代からの道が残っている。水路もある、藩境もあるというか、こういうところを面で捉えての保護条例に当てはまらないかなと思っておりますけど、どうでしょうか。

**○議長（平木一朗君）**

井口生涯学習課長。

**○生涯学習課長（井口秀成君）**

お答えいたします。

現在、伝統的建造物群等が入っておりませんので、そのような部分を条例の中にどのようにして入れていくかということを経、しっかり検討していきたいと思っております。

**○議長（平木一朗君）**

3番。

**○3番（内藤栄治君）**

ありがとうございます。

こういうとも伝統文化財のほうになってくるやろうと思っております。

そして、その中に、ちょっと自分がこの件で調べたときに、旧吉原家をちょっと見に行っただけですね。いろいろ旧吉原家の今、活用ですかね、やっぱりあそこも国の重要文化財ですけれども、活用をどうするかということいろいろされております。それは大変いいことです。

その中で、制約が大きいというか、やっぱり文化財だからこれはいけない、あれはいけないと制約が出てくると。その中で活用と、もうやっぱり最初から保存と活用と両面の問題で

すね。

その中で、島根県大田市の石見銀山が世界遺産になったですね。その中に熊谷家という、旧吉原家みたいな古民家が重要文化財になっていると。そのどのような活用をされているか、どういうふうに活用部門でその施設をされているか、分かっている方は。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

指定管理をされていて、その中で年に何回か、そのかまどとかで火をたいて天井をいぶすとか、そういうことはされているということを聞いております。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

ありがとうございます。

そのかまどをたく、文化財の中でかまどの火を使うということですね、当然駄目ということになってくるだろうと思いますが、そこはそうやってやっている。

また、自分もこのパンフレットを見たんです。そしたら、ろうそくもたっているんですね。夜、学習をするために、地域の方を集めてやったかな、子どもさんとかを集めて、歴史講座か何か知らないけどですね。ろうそくの光で生活というか、その体験をするとかですね。火を使っている。今は電気の時代やから、全部明るいのが当たり前ということが生まれてからずっと来ているけど、昔は電気がない、ろうそく1本で生活をしていたと、そういう体験もされるとか、そういうとも文化財の活用かなと思っておりますけど、旧吉原家住宅の最大限の活用はどこまで行っているんですか。制限もいろいろあり、ここまではいいですよというのは。

○議長（平木一朗君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

久留米広域市町村圏事務組合、いわゆる久留米の広域消防の火災予防条例の第34条に、文化財保護法の規定によって重要文化財に指定されている建造物の内部、または周辺で喫煙、裸火の使用に規制がございます。例外的なものもあるようではございますけれども、いずれにしても消

防長や消防署長の許可が必要になります。

ただ、建物からおおよそ3メートル以内のものがそういうことということになっておりますので、離れた部分については何らか活用ができるんじゃないかなとは思っております。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

何で言うかという、あそこで職員の方たちがおられますと。大分やっぱりその規制で不便を買っておられると。電気ポットまでいいんですかね、冷蔵庫はあるしですね。電気ポットでお茶を沸かすぐらい。電気コンロはどうなんですか。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

電気の使用については問題ございません。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

それなら、火鉢みたいな炭はどうなんですか。

○議長（平木一郎君）

井口生涯学習課長。

○生涯学習課長（井口秀成君）

一応、火の中に入る（120ページで訂正）と思います。

○議長（平木一郎君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

何でそれを聞いたかという、私もちょっと茶道をするんですね、お茶を。旧吉原家でお茶会をしました、そのときにお茶のポットに全部入れてお茶を持ってきたとかですね。それなら、電気コンロがいいなら、今の時代に風炉ですね、あそこは炉を切っていないから炉は駄目だろうと。そいけん、風炉やったら、今は電気式の風炉があるからお手前もできるかなというふうな感じに思ったわけですね。そこら辺ぐらいまでの幅が持ってもらえると、やっ

ぱりお茶会は何でお茶会ができんとねというたら、もう全然火が駄目やけんと。さっき聞いた炭はどうですかというのは、そのことなんですね。炭はできないけど、電気の風炉を使えばできるかなと。

やっぱり8畳間は8畳間であの大きいところでお茶会をするには、床の間の位置といい本当に最適なところかなと思っております。だから、ここをもっとそういうようなお茶会もできますよというような活用をすれば、需要がもっと多いかなと思っております。

それはちょっと余談ですけど、そういうことで、大川市文化財保護条例のことを今後ともよろしく願いいたします。

それでは、環境に行きたいと思います。

私も環境では、この問題はクラゲですね。おととしの一般質問でもさせていただきました。去年もする予定やったけど、去年は全然クラゲが取れなくて、集中豪雨で雨がぼんぼん上流のほうに降ってから、海水の塩分濃度が低くなって、だからクラゲがいなくなってもう1週間で終わり。だから全然被害がない。今年は8月は大雨やったけど、7月がクラゲのシーズンになったら雨が全然降らなくて天気よい。それで、塩分濃度が高くなって、クラゲがたくさん出る。

私もちょうど毎朝、エツを取りに行っておったけど、朝6時半か7時頃、クラゲ用の船が帰ってくるわけですね。向こうは3時か4時頃出ていくからですね。そしたらもう満杯、大丈夫かな、この船はというぐらいクラゲを積んで帰ってきよったわけですね。ああ、これやったら、またクラゲ問題が出るかなと思っておりますけど、案の定、臭いが出てきたという感じで。

おととしの質問をさせていただいて、向こうと業者と話合いがあって、対策をしますということでしたので、対策はどうなっておるでしょうか。

○議長（平木一朗君）

堤環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

内藤議員御指摘のクラゲ工場の悪臭対策ということですが、まず、事業所の責任者が専門業者と相談しながら改善対策を講じているということです。

まず、工場内の悪臭対策としては、場内を洗い流すための井戸を新たに設置して、排水が促されるよう工場内の排水溝の拡大及び増設工事を行っておるということです。また、定期

的に事業所の敷地内に消臭剤を噴霧しているということです。

次に、工場からの排水対策としましては、貯留槽に集まった排水の悪臭を軽減するため、定期的に自動で脱臭剤を噴霧する装置を設置しているということです。それから、固形物の流出防止対策として、貯留槽の排出出口に金網を設置していると、このような改善対策を講じているということです。市として今後も事業所へ悪臭対策の要請、指導を継続して行っていこうと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

いろんな対策は打ってあると思うんですね。やっぱり去年、おとしよりも少しは前進したのかなとは思いますが、実際にこれは臭いなんですね。だから、私もほんのそばで仕事をしています。うちの町内の区長なんかもがんがんクレームが来て、私に相談されたけど、やっぱりそういう地域住民の方がまだまだそういうことを、本当に堀、クリークが茶色になっているわけですね。やはりそういう対策はされておると言うけど、まだまだ抜けているというか、そういうところを、やっぱりそれが臭いを発しているから、そういうところを今後ますます指導をして、少しずつ改善していったらいいなと思いますけど、どうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

堤環境課長。

○環境課長（堤 稔彦君）

今年ももう何遍も直接ここに出向いて、責任者の方と会って話合いをしております。事業所のほうも専門業者に相談しながらやっているということなので、今後も継続して対策を、要望をしていきたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

3番。

○3番（内藤栄治君）

その対策に希望を託して、今日の一般質問は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は13時としますので、よろしく願いいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1 時 再開

**○議長（平木一朗君）**

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

ここで井口生涯学習課長から先ほどの3番内藤議員の一般質問での答弁について、一部訂正したい旨の申出がありましたので、この際お願いいたします。井口生涯学習課長。

**○生涯学習課長（井口秀成君）**

内藤議員から御質問がありました河内諒氏の引き手なしたんすの調査をという質問に、インテリア課等と連携しまして、そのようなものを探し、またこの場でありましたということで発表したいと思っておりますと申しましたが、議場での発表ではなく、別の機会で報告させていただきます。訂正いたします。

また、内藤議員御質問の旧吉原家で使える裸火の使用の中で、炭は火であると回答しましたが、固形燃料を熱源とする火気使用設備器具を使用する場合の使用量が1日につき木炭15キログラム、練炭10キログラム、豆炭5キログラム、その他の固形燃料5キログラム以下であるならば認められるとのことですので、修正させていただきます。申し訳ございませんでした。

**○議長（平木一朗君）**

それでは一般質問を続行いたします。

次に、5番馬淵清博君。

**○5番（馬淵清博君）（登壇）**

皆さんこんにちは。議席番号5番、馬淵清博でございます。本日、4番目での質問者となります。皆様、お昼休みをされた後で、ゆっくりされておられると思いますが、しっかりと私も質問をしたいと思っておりますので、皆様も御静聴をよろしくお願いいたします。

本市の新型コロナウイルス感染症確認の状況は、9月2日現在、310人となっております。5月27日、190人で止まっておりましたけれども、それ以降、約2か月近く発生はありませんでしたが、7月25日より再び感染者が急増。最近の傾向は若年者の感染者が多く、私が計算してみますと、30歳代以下が68.6%でございました。

一方、ワクチン接種のほうは65歳以上の高齢者は、1回接種の方が87%、2回とも終わられたという方が85%だそうです。現在も市内の医療機関で個別接種が進められており、今月26日までの予約の方が全て接種されると、1回接種の方が65.9%、2回とも接種された方は63.9%の見込みだとのこと。医療関係者の皆様の御苦勞をねぎらいますとともに、順調にワクチンの接種が進み、一日も早く鎮静化し、終息することを願いたいものです。

さて、質問に入りたいと思います。

今回は、大川市都市計画の見直しと用途地域の変更はということで、市当局のほうに伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

大川市は、昭和29年4月1日、大川町を中心として三又村、木室村、田口村、川口村、大野島村の6か町村が、町村合併促進法に基づいて合併をし、現在の大川市が誕生いたしました。面積は3,362ヘクタール、当時の人口は住民基本台帳によりますと、昭和30年が5万23人、最高では昭和42年ですが、5万3,798人という統計が出ております。

現在、施行されております都市計画法は、昭和30年代から40年代にかけて高度経済成長期の過程で、都市への人口や諸機能の集中化が進み、市街地の無秩序な外延化が全国共通の課題として深刻化されたことに対し、緊急に対応が求められていた社会経済情勢を背景として、昭和43年に制定され、翌年に施行されたとのこと。法制定後、地区計画制度の創設をはじめ時々の政策課題に対し、適応した制度を追加拡充したものの、地区計画制度の基本的な枠組みは今日まで維持しているとのこと。しかしながら、法制定後30年以上を経過し、生活環境と社会経済環境は様相が一変してきております。

大川市の場合はどうでしょうか。まず、人口につきましては、昭和40年から50年前半の5万人超から徐々に人口減少が進展し、近年では少子高齢化が急速に進行、現在では3万3,000人前半まで減少いたしました。また、大川を支えてきた主産業である木工関連業種の立地につきましては、当時、市内各所に木工関連の工場が点在をしておりました。昭和40年代前半には三又校区に大川家具工業団地、建具団地が竣工、昭和50年には木室校区に大川家具木工団地、製材団地も完成をいたしました。木材関連、家具関連製造業の工場数は、平成初期の1,000軒超から現在の状況は200軒程度まで減少しているとのこと。

一方、交通機関のほうを見てもみますと、モータリゼーションの発展によりまして、自動車保有台数は昭和45年、大川市の場合は約8,600台前後だったと伺っておりますが、それから徐々に急増、現在は3.5倍程度の約3万台程度が大川市の保有台数となっているとのこと。

す。

そして、道路整備につきましては、平成9年、市役所前のいちよう通りの整備、平成22年国道385号バイパスの開通、令和3年有明海沿岸道路大野島インターチェンジまでの開通と、国道442号バイパスと、県道鐘ヶ江酒見間線をつなぐ新入道橋の開通など、主要な幹線道路の整備も整ってまいりました。

このような状況に伴い、都市計画地域内を含めて立地するのに制約する要因はなくなりつつあります。そして近年では、2005年、国際医療福祉大学の開校など、大川市を取り巻く社会、経済、環境の変化等により、様々な形で地域に適した質の高いまちづくりについて、住民自らが主体的に参画しようとする動きも出ております。

このような状況の中、我が大川市でも安定した、また成熟した次世代に向けての変革時期が来ているのではないのでしょうか。大川市が地域住民と一体となって地域の特性に応じた個性豊かな大川市の整備構想、そして環境保全など、本格的に取り組むべき時期ではないかと思えます。

以上述べてまいりましたが、現在の状況に的確に対応するためには、現行の都市計画制度で定めてある地域、地区の指定、また都市計画道路の見直しなど、今後の時代に適応した住民にとって分かりやすい実効性のある都市計画制度を再構築することが必要だと思えますが、いかがでしょうか。市の見解をお聞かせ願いたいと思えます。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

その他詳細につきましては、質問席よりさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（平木一朗君）**

市長。

**○市長（倉重良一君）（登壇）**

馬淵議員の御質問にお答えをいたします。

大川市の都市計画につきましては、町村合併により大川市となった昭和29年4月1日の市制施行の翌年、昭和30年に都市計画道路15路線を決定し、その後、順次必要に応じて都市公園や都市下水路などの都市施設を都市計画決定し、現在に至っております。

都市計画は、都市の健全な発展のための土地利用と、都市施設の秩序ある整備に関する計画であります。将来に向け、土地利用について誘導と制限を適切に行うとともに、今後整備



すべき都市施設を表したのが都市計画図であり、例えば、計画道路や家を建てる際の用途制限など、市民の方々にとりましても身近なものであります。これからの本市の都市計画については、市民が安全に安心して暮らせるような魅力ある持続可能なまちづくりに向けた取組を進めていかなければなりません。

個別の都市計画決定に際しましては、例えば、所有される土地にいわゆる用途地域や、将来に予定される道路建設などのため建築制限が課されますので、その決定の際には、説明会、公聴会を開催し、市民や各専門家の方々から様々な意見をいただき、適正な手続を取りながら計画を決定しているところであります。

都市計画と言いましても、決定する主体は福岡県が決定するものと市が決定するものがあり、都市計画法第15条に定められておりますが、市町村が決定する都市計画は、都市計画道路、用途地域、防火・準防火地域、公共下水道、都市公園、その他市が管理する都市施設など多岐にわたります。

このように、都市計画決定の種別も様々で、例えば、本市では用途地域において6つの地域指定をしておりますが、これは規制あるいは誘導により長い時間をかけて民間の方々の方でまちを形づくっていくということでもありますから、継続性が求められます。このように都市計画決定の効果が現れるには時間がかかります。

また、町並みが変わったということにつきましては、都市計画としての行政の取組だけではなく、社会経済情勢、とりわけ少子高齢化社会の進展や情報通信網の発展、あるいは以前から念願でありました広域幹線道路である有明海沿岸道路の一部開通、市内に大学が開設されたことなどもあると考えますが、都市計画につきましては、これまで適宜、必要な見直しを行いながら対応をしてきたところであり、その見直し内容を都市計画図に上書きする形で現在に至っております。

なお、都市計画道路につきましては、国、県の動きとして、昨今の社会経済情勢の大きな変化により長期間未着手となっている路線について、その必要性を検証するよう通知がなされております。このようなことから、昨年度に本市都市計画道路の見直し検証業務を実施し、今年度中に具体的にどの路線を見直すべきか検討を行うこととしているところであります。

また、用途地域を含めた都市計画の見直しが必要かどうかにつきましては、これまで同様、市内の現状の把握に努めながら、今後も引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁漏れ等ございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

答弁ありがとうございました。今回質問するに当たりまして、事務局のほうにお願いをいたしまして、この都市計画図を作成していただいております。まず、当局もですが、議員の方々にもA3サイズの計画図を配付いたしております。細かいので、見にくいと思いますが、御承知おき願いたいと思います。よく見られたいという方は、ここにもありますし、議員控室のほうにも掲示してございますので、よろしく願いいたします。

壇上でも申しましたけれども、昭和43年に都市計画法の施行がなされました。その8条に都市計画区域については地域地区を定めるものとするとうございます。今後、その地域地区を用途地域と発言させていただきますが、この8条に規定する用途地域の指定として、先ほど市長のほうからありました6地域に分けてあると。この都市計画図に分かりやすいように、今、色分けして示してあります。大川市の都市計画区域、これは大川市全域になりますけれども、3,362ヘクタールですね、その中に第1種住居地域として164ヘクタール、第2種住居地域として34ヘクタール、近隣商業地域が4ヘクタール、商業地域が47ヘクタール、準工業地域が383ヘクタール、工業地域が97ヘクタールということです。準工業地域に上に網かけした特別工業地区、これが302ヘクタールとなっていることで策定をしてあります。

先ほど市長からちょっと説明がありましたが、この用途地域の指定をいつ策定されたのか、そして現在に至っているのか、その経過を分かりましたらお伺いしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡都市計画課長。

○都市計画課長（岡 辰磨君）

それでは、お答えいたします。

本市の用途地域につきましては、将来の産業構造や市街地の現況及び動向を勘案いたしまして、合理的な土地利用を図るとともに、市街地の秩序ある環境を整えることを目的として指定をいたしております。

地区内の全ての地域で住宅や工場等の建物用途、規模などの実態調査や様々な検討を行いまして、昭和48年12月28日に当初の指定をいたしております。

当初は、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域の5種類の用途地域

を指定するとともに、本市の住工混在などの状況に鑑みまして、準工業地域内に特別工業地区としまして、建物面積や工場に設置する原動機の規模について上乘せの規定となる大川市特別工業地区条例を制定いたしております。

そのほか、平成4年の都市計画法の改正によりまして、住環境の保護、市街地形態の多様化への対応等を目的といたしまして、用途地域の種類が制度上、8種類から12種類に細分化をされたことに伴いまして、土地利用の現況並びに将来土地利用の方向性を勘案いたしまして、住居地域を第1種住居地域と第2種住居地域に細分化をいたしまして、市全体としては6種類の用途地域として現在に至っているものでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。随時見直しをされたかどうかはちょっとよく分かりませんが、都市計画法の中には、第4章の中にもありますけれども、都市計画の内容が時代と状況にマッチしなくなった場合は、都市計画の変更をしなければならない義務規定を定めるということですね。その際、基礎情報として、おおむね5年ごとに人口の規模、土地の利用、交通ルールなどを定める項目について基礎調査を行う義務規定を定めているということを書いてございます。

今、伺いますと、昭和48年12月に制定をされた工業地区6地区ですね、そして平成8年に第1種と第2種の住居地域に分けて5が6になったということでございますけれども、その間にその見直しとかの検討とか、先ほど言いました5年に1度とかはありますが、そういうことはなされた経緯というのはございますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

岡都市計画課長。

○都市計画課長（岡 辰磨君）

お答えいたします。

議員おっしゃるように、都市計画の基礎調査でございます。それはきちっと5年ごとにはまいりませんが、5年から10年間隔ごとぐらいに調査をいたしております。先ほどは説明はしておりませんでしたけれども、平成29年7月には、都市計画道路堤上野線及び三丸堤線に

ついて、道路の両側からですけれども、100メートルの区間について、沿線緩和区域ということで条例のほうをちょっと改正いたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございました。都市計画道路のことにつきましては、ちょっと最後のほうで質問に回したいと思っておりますけれども、まず、その用途地域、準工業地域と特別工業地区ですね、そして工業地域についてお尋ねしたいと思っております。

皆さんにも配っておりますけれども、紫色で示してあります準工業地域というのは、面積が383ヘクタール、旧大川地区を中心にして田口の幡保地区までを指定してございます。そして、その用途地域の上に先ほどもおっしゃいました特別工業地区ということで302ヘクタールを赤色の斜線で網がけをしてございます。それから水色で示されているのが、工業地域でございまして、97ヘクタール、三又校区の中古賀から北部の鐘ヶ江地区を指定してあります。この工業系3つの用途地域の制限の内容、準工業地域、それから特別工業地区、工業地域の内容、どういう建物は建てられる、こういう建物は建てられませんよと。そういうのが分かりましたら説明をお願いしたいと思っております。

そして、どのような理由といたしますか、どうしてこの地区を指定されたのか、根拠というのが分かりましたら説明をお願いしたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

岡都市計画課長。

○都市計画課長（岡 辰磨君）

お答えいたします。

まず、本市の用途地域についての基本的な考え方を申し上げますと、例えばでありますけれども、商業地域であれば商業施設になるという、そういう形を想定しているわけではなくて、また工業地域、準工業地域だからといって、通常、住宅も当然建てられますし、それぞれ商業地域については商業活動がほかの地域よりも向いている地域、工業地域は工業に向けた使い方ができる地域ということでございまして、そのためにそれぞれの用途地域の目的によりまして、建てられない建築物の種類が幾つか定められていると、そういうふうに考えて

いただければと思います。

そういった考え方を踏まえた上で説明をさせていただきますと、準工業地域でございますが、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便の増進を図りやすい地域としております。このため、用途制限で建てられない建築物の例としましては、危険性が大きい、または著しく環境を悪化させるおそれがあるような工場であるとか火薬類、石油類、ガス等の危険物の貯蔵施設などとなっております。工業地域は、工業の利便の増進を図りやすい、そういう地域でございます。このため用途制限で建てられない建築物の例としましては、幼稚園、小学校、中学校などの学校、旅館や劇場、映画館などとなっております。

それから、先ほど少し触れましたが、準工業地域内における上乗せ指定の特別工業地区というのは、工場の一定の床面積600平米以上になりますが、それと原動機の出力の合計が37.5キロワット以上ということで、網かけといえますか、そういう規制をしているところでございます。

それから次に、どのような理由でその指定をしたかということについてでございます。工業系だけでなく、ほかの用途地域につきましても同様でございますけれども、当時の用途地域を指定するに当たっては、対象地域内の全ての住宅や工場等について、建物用途、規模などの実態調査や様々な検討を行っております。当時の考え方ということで、資料をいろいろ調べておりますと、事前に県との協議を行っておりまして、本市の建物用途別の現況、それから工場分布図、そういったものを見ると、当時でございますけれども、住工混在の度合いがやはり非常に高いということでございまして、それを住環境を改善していくために住居系ベースで緩和をする方法もありますが、準工業をベースにして制限するほうが望ましいだろうということのようでございます。その準工業地域をベースにいたしまして、条例で上乗せの規制をするとした場合に、工場等の規模はどの程度にすべきかと。そういった協議を行った上で、準工業地域としての用途地域の指定を行っているものでございます。

このように、基本的な考え方といたしましては、木工業は本市の基幹産業でございまして、経済の中心的役割を果たしておりますことから、木工業を地場産業として育成をしつつ、また工業団地などの工場の集約化も視野に入れて、住工混在の緩和を目指すことで住環境を保護していくという考えの下に設定をされたということでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

詳しく説明をしていただきまして、ありがとうございました。前もって通告をいたしておりましたので、詳しく調べてもらっていたというふうに思っております。

普通一般述べられるように、この地域は工場を建てたらいけませんよとか、皆さん分かってあるとは思いますが、以前と比べてだんだん状況も変わってきていると、見直しが48年当時からという、50年近くなりますよね。

そんな中で、準工業地域、特別工業地域について、ちょっとお尋ねしたいんですが、壇上でも触れましたし、先ほど課長のほうも言いましたけれども、若干以前とは様相が変わってきていると思います。現在の市内の木工所などの数は、当時できた48年頃に比べますと、5分の1程度に減少しているということです。現実といたしまして、あちこちにあった木工所はかなり少なくなって、電動のこの音やカンナの音、それから集じん装置の音とか、懐かしいとはいきませんが、聞く場所がかなり少なくなっております。現在も一生懸命実働してある工場もありますけれども、移転、撤去、それから廃業とかされて、今考えてみますと、住宅ばかりとか地域も見受けられるようになってきたように思います。準工業地域として策定されて50年近く経過しておりますので、それぞれの準工業地域内の地域とか、地域地域での格差があるようにも思うとですよ。このような現状を見られて、今まであった準工業地域内の用途地域内を検証するとか、そしてその用途地域はここまでだったけれども、その範囲はどうだとか、ここは準工業地域じゃなくて住宅地じゃないかなとか、そういうことを検証しながら見直しとかが必要になってくるのではないかと思いますけれども、その点についてはいかが思われますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

岡都市計画課長。

○都市計画課長（岡 辰磨君）

現在の用途地域の中でも、最も面積の大きい地域は準工業地域でございまして、その準工業地域の中でも、おっしゃるように社会経済情勢の変化というのももちろんございますけれども、家具関連産業のそういった施設の移転等も大分多く見受けられてきているものと思います。

地域によって、やっぱり差はございますけれども、主として住宅地への土地利用の変換が

進んでいる地区もございます。今後、住居系に特化したような現状、そういう地区もあると思いますので、そういった地区については、住居系に近づけるための制限を検討するなど、住みやすいまちの形成につながるような土地利用を図ったらどうかという、そういう御質問であるかと思いますが、現在、準工業地域の中で住宅の用途になっている割合が多くなっている地区もあると思いますけれども、仮に用途地域を変更するとなつた場合は、指定する前は建築基準法上、当時は適法であった建物が、新たな用途地域では不適格な建築物になってしまう、そういった建築物も出てくることも考えられますし、そうすると、それは好ましいことではございません。住みやすいまちづくりを目指すということでいきますと、そういう思いは私も一緒でございますが、まずは先ほど話にありました基礎調査も含め、住宅や工場等の建物用途、規模などの現状について、実態調査等、検証が必要になってくると思います。その結果を見ながら、どのような用途規制が最も好ましいのかなどについて、これは都市計画マスタープランのほうにも書いておりますけれども、今後、検討を行っていく必要があるんじゃないかなと、このように考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

的確な返答でございました。ありがとうございます。

私が言いたいのは、48年間、その間ずっと手をつけられていなかったとは言いませんけれども、今回、平成29年7月に出されました都市計画マスタープランですね、こういうのが以前はあったのですか。今までの期間にそういうマスタープランという都市計画の根本的な見直しというふうなことをされたことがありますでしょうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（平木一朗君）

岡都市計画課長。

○都市計画課長（岡 辰磨君）

お尋ねの都市計画マスタープランですね、これは策定は今度が多分最初だと思っております。その中で、用途地域等について、このような記載がされているというのは、多分初めての内容ではないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。最初ではなかろうかということでございますが、以前、植木市長のときだったと思いますけれども、そのときもちょっと一般質問の中で、これは平成21年の9月でしたかね、今年度を実施します基礎調査の結果や社会経済情勢の変化など、変更の必要性が明らかになった場合は、具体的変更について検討してまいりたいと考えておりますというふうに答えてございます。それから何もなかったということは、特別その気にもなされなかったのかなと思う——そういう言い方をすれば、ちょっと失礼に当たりますけれども、必要に迫られていないかな、そういうふうな感じで返答されたのか、またいろいろそこら辺は私なりに考えるところでございますけれども、今回、平成29年7月にきちっとしたマスタープランを作成されましたということは、今後これからしていくということでございましょうけれども、時遅かりしではないけれども、もう少し早めにこういうのは48年もして、人口もだんだん減っているときに、早め早めに対応していただければよかったかなと思うところでございます。

続けて質問をさせていただきます。さっきは準工業地域ということでございましたけれども、工業地域としては、三又地区、中古賀工業団地から北のほう、鐘ヶ江の建具団地、あそこら辺までをさせていただきます。結構あそこら辺通ってみますと、中学校は統合しましたけれども、現在、小学校にしてあるところの左側の地区ですね、川端のほうはずっと工場、それから倉庫とかが並んでおります。三又小学校を取り囲むように、下林方向にもちょっと工場立地が見受けられるように思いますけれども、工業地域に関しても見直しとかどうでしょうか。

○議長（平木一朗君）

市長。

○市長（倉重良一君）

課長、正しく答弁をしようとして、ちょっと長くなっておりましたが、ざっくり言うと、今、生活して商売もしていращやる、工場で作業もしていращやるという中において、改めて規制を強化するとお困りになる方がいращやるということですので、これからの時



代はどちらかというと、規制を強くするのではなくて、平成29年に特別工業地区を都市計画道路名で言ったので、ちょっと分かりにくいかもしれませんが、沿岸道路が通ると、堤上野線が行くので、その道路端は特別工業地区を外しましょうということで規制を緩和しておりますので、全体からすると、どちらかというと規制を強めるほうではなくて、緩和の方向にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

その意味でいうと、今言われたように、確かに三又地区の西側は工業地域ですけれども、下林のほうに向かっては、今、何の指定もないということでありますので、そこについても、わざわざ用途地域に指定をして改めて規制をかけていかななくてもお困りにならないのではないかなというか、市民生活にとって、市としてそこに規制をかけていく必要性を今、感じていないと、そういうことでございます。

**○議長（平木一朗君）**

5番。

**○5番（馬淵清博君）**

分かりました。そういう意味で、普通の規制はかけていないけれども、あそこら辺に、例えば、企業誘致でもするとか、何か大きい工場があそこら辺の農地になりますけれども、そこら辺にもし出てくるということになれば、例えば、地目変更からしていかなきゃいかんと、農業地域の除外からしていかにゃいかんということでございますので、ちょっと私、そこら辺詳しくは分かりませんが、工業地区みたいな形で指定すれば、除外とかそういうのが早く進むとか、そういうふうな感じを受けておりましたけれども、そこらはちょっと今後私も調べてまたお伺いをして研究していきたいと思っておりますので、そこは保留という、そういうことで、また私なりに勉強させていただいて、質問させていただきたいと思っております。

それから、商業地域も先ほど網かけをしているところで、それが指定しているから何ができないとか、そういうことではございませんけれども、ちょっとこの商業地域を見ますと、地区的に言いますと、若津の交差点付近から明治橋を通過して、東町交差点の東側の信用金庫までぐらいですね、それから東町交差点の南側、足達外科辺りからだと思いますけれども、それから中原交差点を通過して大正橋を通過して、そして風浪宮のところまでですね。ですから、国道208号におきましては、大川樟風高校の花宗橋付近からしげあみ交差点を経て、国際医療福祉大学のちょっと南側の上巻交差点までぐらいですかね、いちよう通りはこの市役所を含めて、隣のパチンコ屋さんの範囲までぐらいが一応指定をしてございました。現在

は、もうちょっと東側のほうにゆめタウンもございますけれども、商業地域として、ちょっと大川市内は空洞化とか、そういう問題もありますけれども、ゆめタウン、それからドラッグストアモリとか、ちょっと南側になりますけれども、コスモスとかダイレックスとか、そういうのがかなり立地をしてきてあります。この商業地域も私が見直しということをやると、そういうふうな何でも建てられますよというふうな答えが返ってくるかと思っておりますけれども、ちょっとそこら辺の検証も行っていければと思っておりますけれども、返答には困るかと思っておりますが、御意見を聞かせていただきたいと思っております。

○議長（平木一朗君）

岡都市計画課長。

○都市計画課長（岡 辰磨君）

お答えをいたします。

商業地域ですね、道路沿いに細長くなっている分とか、いろいろございますけれども、以前と比べて、やはり道路沿いの小規模店舗ですね、ああいったものはかなり少なくなってきたおると思っております。

先ほども言いましたけれども、商業地域だからといって住宅は建てられますが、そもそもの住みやすいまちの形成、適切な土地利用が図られるように、具体的にまた実態調査とか現状調査を行いまして、どのような規制が望ましいかについては検討したいと思っております。

それから、先ほど申されましたゆめタウンとか、あの付近は第2種住居地域ということでございますが、第2種住居地域は、もともと郊外型の店舗とか、住宅がある程度混在が想定をされているところなので、そういったところは大体想定的な利用がされているのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（平木一朗君）

5番。

○5番（馬淵清博君）

ありがとうございます。大川市もそういう大型店が来て、商業圏が一変しているということ。これは大川だけじゃなくて、よその地域も一緒だと思います。それによってまた商店街が空洞化してくると。これはいいことか悪いことか、その判断は各個人で違うとは思いますが、この商業地域ということで、今後また新しく商業施設ができるということになれ

ば、それは先ほど言われました第2種住居地域とか、あちらのほうにも徐々に広がってきております。住居地域につきましては、今言われましたゆめタウンのほうも入りますけれども、都市計画法では、住居系の用途地域の種類として8種類に分けてあったと思うとですよ。第1低層住宅とか中高層住宅とかですね。その各種類の建物の規制とかは建築基準法のほうで定められていますけれども、市の都市計画法では、住居用途地域として第1種と第2種だけを用途地域として策定してあります。それは先ほど言われました平成8年に都市計画法の一部改正について、1と2に変更されたというふうに伺っております。

この地図上では黄色とだいたい色で示してあります。三又地区、それから酒見地区、田口地区の私が住んでいる郷原、北古賀、上巻地区となっております。大体両方で198ヘクタール指定されております。それは準工業地域とか商業地域の東側に隣接してありますけれども、先ほど私も言いましたけれども、ゆめタウンとか商業地域ではないかというほどになってきておりますけれども、住居地域を平成8年ということでございますが、それから25年は経過をしております。当時とはかなり様相も変わってきていると思うとですよ。

最近では、高木病院とかをはじめとして高層マンション、それから中高層の商業ビル、それからアパートも随分できてきております。平成17年ですか、国際医療福祉大学が開設をいたしました。それによって大学周辺には学生を対象にした中高層のアパートもできております。また、薬学部が増設されましたことで、今まで以上にあちこちに建設されているように思うわけです。北古賀、上巻地区では分譲住宅や集合住宅もかなりできております。高層マンション、アパートもございます。最近でも大学生を対象にした10階建ての高層アパートが体育館の南側に建築をされました。以前のように日当たりの問題とか日照権とか電波障害とか、余り聞かなくなりましたけれども、やたらと高層ビルができるとは思いませんけれども、平穏な住宅地域にぼんと高層ビルができるというと、何か違和感があるのではないかと。私はそういうふうになんかちょっと思うわけですよ。

それで、住宅用途地域の中で、今、建物で建物制限がある第1種低層住宅というのは、12メートルまでしかできないと。それから、第1種の中高層住宅専用地域というふうに指定をされますと、中高層住宅のための地域で、一定の高さのが建てられるというふうに指定ができるとなっております。それをどういうふうにしていいとかいうわけじゃないですけども、度々今回も移住・定住のこととか、その最終的には民間の協力を受けて開発とかをして建物を建てるわけでございますが、今後、大学もできた、薬学部もできて、大学も増えてくる

んじゃないかということで、住宅も多くなるということで、その高さを制限した、将来のことを考えて、ここら辺は専用住宅の地区に進めたらどうですかとか、そういうことを私は考えたわけでございます。

そういうことをちょっと私の意見として言いたいと思いますけれども、住みやすい住宅地区とか、考えるところによると、今、上巻、郷原、田口小学校に近いほうにだんだん住宅ができてきているような感じがいたしているわけでございますけれども、そういうところを今後の取組課題として検討されてみてはと思うのですけれども、答えには困られると思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（平木一朗君）**

市長。

**○市長（倉重良一君）**

先ほども申しあげましたように、どちらかという、余り規制を強くしていくと、私としてはまちが活気あふれるまちになってほしいなと思っております、土地利用に現状よりも厳しい規制をかけるような時期ではないのではないかなというふうに思っております。

例えば、先ほどゆめタウンのほうとかということで言われましたが、第2種住居地域なんですけれども、商業地域との差は、劇場とか映画館、キャバレー、ダンスホール、個室付浴場等が建てられないにすぎないので、おおむねお店とか、そういうものは第2種住居地域に建てられますので、また用途地域外に規制をかけていくというようなことも、どちらかという、土地利用を促したい気持ちがありますもので、余り規制を広げていくというような考えには今立っていないということは御理解いただければと思います。

**○議長（平木一朗君）**

5番。

**○5番（馬淵清博君）**

市長が言われることは私もよく分かります。私も規制を強くするという意味で質問をしているわけではありません。商業、住宅地域はそこら辺に広がっているということで、もう少し住宅地域を広げたら、建物の制限のことも言いましたけれども、それは別として、住宅地域を広げて、ちょっとここら辺は住宅地に適していますよ、住宅にどうですか、移住・定住で、割と学校も近い、商業も近いと。国際医療福祉大学も近いし、住居地域としては安全で安心で穏やかな地域ですよという地域、そういうふうな形で地域指定をしていただいたらど

うかということで申し上げましたので、その建物の規制はちょっと言い過ぎたというわけじゃありませんけれども、建物の高さの規制は別といたしましても、住みやすいまちづくり、住みやすい住宅地という形で、指定ではございませんけれども、優先的に住宅地として、極端に言えば、建築基準法で決まっているのは、どんどん建てていいではないんですけれども、市長が言われたように規制を緩和されて、広い家もありましょうし、小さい建物もありましょうし、移住・定住の問題もありましょうし、そういうところを鑑みまして、そういう住居地域の指定をということで伺ったわけでございます。

もう時間が迫っております。最後に、都市計画道路についてお尋ねしようと思いましたが、ちょっと時間が今回はないみたいですので、これは次回話をさせていただければと思っております。

今回は私の言い方がきつかったどうか知りませんが、見直し見直しということをしきりに言いましたけれども、見直しという形ではなくて、より住みやすいまちにしていけるように前向きに取り組んでいただきたいという意味での見直しでございますので、そこら辺はよろしく御判断をお願いしたいと思います。

今回の質問はこれで終わりたいと思います。大川市は面積も人口もコンパクトです。一方では家具生産では今でも日本一を持つという自慢できる都市であります。また、近年、国際医療福祉大学の薬学部増設により、私は以前も言いましたが、学園都市への一歩踏み込んだ形が学生増では考えられるのではないかと考えております。

インテリア関係産業は、ちょっと下げ止まって、上昇傾向にあるように聞きます。また、先ほど言いました人口減少でいえば、少子高齢化もありましょうけれども、一方では薬学部増設によって大学生が増えたと。それで少しは明るい兆しが見えてくるのではと期待もいたします。

今回の質問では、都市計画の用途地域の検証や見直しということで質問をいたしました。まだ大川市には多くの課題が問われていると思います。社会経済の変化、住民生活の多様化、コロナ後の流れなど、将来を見据えて今後のまちづくりプランを計画的に進めていただきたいと思っております。

市長は何回も合い中で答弁をしてもらっておりますので、ここで市長に一言と書いておりますけれども、今まで答弁をいただいておりますので、結構でございます。私も決して都市計画にこうせろ、ああせろということじゃなくて、これからこのマスタープランにも書いて

ございますけれども、木と水と人が輝くまちおおかわということで、立派な大川を今後つくり上げていただきたいということで、一般質問を終わります。

それから、都市計画につきましては、大川市にとっては、今後も重要な施策と思われるので、折に触れて質問をさせていただきたいと思います。

それから、都市計画道路のことと、その都市計画に関連したいちょう通り、それから国道385号とか国道442号バイパスの沿線の土地利用ということは、今後またそういう流れもございますので、次回かその次ぐらいにはまた質問を計画いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて質問を終わります。どうもありがとうございました。

#### ○議長（平木一朗君）

ここで暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は14時10分としますので、よろしく願いいたします。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時10分 再開

#### ○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行いたします。

次に、13番遠藤博昭君。

#### ○13番（遠藤博昭君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号13番、遠藤博昭です。今議会、最後の質問者です。お疲れとは思いますが、いましばらくお付き合いください。

それでは、通告に従い一般質問をいたします。

大川市においても、8月に入り、新型コロナウイルス感染症に感染される方が急に増えてきました。福岡県では8月20日から9月12日までの緊急事態措置が発令されました。その期間でも新型コロナウイルス感染症の感染者が増え続けています。

そのような中、大川市の小・中学校でも夏休みが終わり、8月25日より2学期がスタートしました。新型コロナウイルスはデルタ株へと変質し、今ではワクチン接種ができていない若者や子どもたちへも広がりを見せています。子どもたちへの感染が広がると学級閉鎖や学校休校ということも危惧されます。学校が休校となりますと、子どもたちの学力はもちろん心のストレスも気になるところです。このような状況のときでも子どもたちの成長は待つて

くれません。いかなる状況であっても子どもたちへはよりよい教育環境を与えることが必要ではないでしょうか。

さて、令和2年の6月議会において、教育長に抱負や教育施策についてお尋ねしました。教育長は答弁の中で10年後の子どもたちにとって必要な4つの力、それは人を大事にする力、自分の考えを持つ力、自分を表現する力、チャレンジする力、これら4つの力を身につけることが大切であるとおっしゃいました。

また、大川市教育大綱には目標1として、たくましくしなやかに生きる力の育成と示されております。この目標1を達成するために、1点目として、確かな学力の育成を上げられました。令和2年度は確かな学力の育成を推し進めるための個別最適化した学びの実現を図り、特に大川桐薫中学校において県教育委員会の学力向上拠点指定事業を受けて、令和4年度までの3年間取り組まれております。はや1年半が過ぎました。この学力向上拠点指定事業の内容はどのようなもので、その成果が学力にどのように現れていますか、お尋ねします。

2点目として、豊かな心の育成を挙げてあります。全国に比べて小・中学校ともに自尊感情が低い、自分に自信が持てない子どもが多いという課題に対して道徳教育を基盤とした取組が進められています。道海島小学校、木室小学校、大川桐英中学校の取組はどんなもので、どのような成果が見られますか。

3点目に、多様な教育的ニーズへの支援を示されています。不登校児童・生徒への対応はどのようになっていますか、また、発達障がいを含む全ての障がいのある児童・生徒への将来を見通した早期の教育相談や支援体制はどのようになっていますか。

以上、壇上での質問といたします。あとは、必要に応じ質問席より質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（平木一朗君）

教育長。

○教育長（内藤妙子君）（登壇）

遠藤議員の御質問にお答えいたします。

ふるさとを愛し、人とのつながりを大切にする、創造性豊かな子どもの育成、その実現のためなら、これまで慣習で行ってきた教育行政も改革する、それを信念に取り組んだ1年半でした。

まず、私が取り組んだのが教育研究所の改革です。これまでの個人研修中心の運営はたく

さんの教師の力量を高める場となっておりましたが、設立から約30年、一貫して変わらないものでした。しかし、運営の方法にメスを入れ、本市の教育施策が行き届くよう市の教育課題に対するプロジェクトチームを編成し、組織的に取り組むよう見直しました。

また、大川市校種間連携教育推進協議会を新たに立ち上げ、小学校、中学校、高校、大学という他の市町村にない4校種間の連携に取り組んでいます。まだ始めたばかりの実践ですが、交流による教育活動の充実、子どものキャリア形成、そして、教師同士の指導法の交流など実践を積み上げたいと考えています。

I C T教育の推進では、他の市町村よりいち早く機器の導入を進め、I C T教育推進プロジェクトを立ち上げました。導入から授業での活用、家庭へのタブレットの持ち帰り、そして、オンライン学習に着手し、コロナウイルス感染による学校の臨時休校に対応できるところまで近づいています。

さらに、これまでのコミュニティ・スクールの在り方をより進める取組にも着手しました。地域と学校が共通目標を持つ熟議を推進し、地域と学校が一体となったコミュニティ・スクールの実現に取り組んでいます。私は、子どもたちのため、地域のため、そして、そこで働く教師を支援し、これまで学校で培われてきた教育のよさである不易の部分と、これからの時代を見据えた新しい教育の在り方の両面を大切にし、改革を進めてまいります。まだまだどの施策も推進の途中であり、十分な成果を上げるところまでは至っておりませんが、今後も大川市の教育施策の推進のために尽力していく所存であります。

では、御質問にありました確かな学力、豊かな心、多様な教育的ニーズの3点の取組についてお答えいたします。

まず、1点目の確かな学力について、大川桐薫中学校が県教育委員会の研究指定を受けている学力向上推進拠点校事業について説明します。この事業は学力向上に向けての授業改善、教師力の向上を目指した事業です。子どもたちが課題意識を持ち、自分なりの考えを持って協働しながら学習し、満足感や充実感を持たせることに重点を当て学力向上を図ろうとしています。福岡県が作成した「子どもにとって『わかる・できる』授業づくりのためのチェックリスト」を基に模擬授業を通して発問や板書の工夫を行うなど、授業を計画し、授業後には教師評価や生徒による評価をするなど授業改善に取り組んでいます。

また、子どもたちの学びに向かう学習規律を育成するための手引書、桐薫ナビを作成し、日常の授業で活用しており、小学校もこの桐薫ナビを基に同じ目標を持って一緒に取り組ん



でいます。子ども自ら意欲的に問題を解決していく学習についての実践も多く見られるなど、教師の指導力の向上について南筑後学力向上推進委員会でも、その伸びについて評価されています。

次に、2点目の豊かな心の育成の取組についてお答えします。

本市の子どもたちは、友達とのよい関係づくりができ、規律やマナーを身につけているというよさを持っています。その反面、自分にはよいところがあるなどの自尊感情が全国に比べ低いことが課題になっていました。この自尊感情の高揚を図るために木室小学校では鍛えて褒めるプロジェクトを中心に行っています。教科の学習や学校行事などで子どもたちが自分の課題を持ち、自分なりの方法で主体的に粘り強く取り組ませることを狙って実践し、達成感や満足感、充実感を味わわせるなどして自尊感情の高揚につなげています。また、道徳教育では、大川桐英中学校、道海島小学校を中心に取り組んでいます。両校ともに道徳教育を充実させることで、困難に出会ったり、自分のよさに気づいたり、粘り強く取り組んだり、挑戦したりすることの価値について考え、様々な活動に前向きに取り組む心の育成を図ってきました。これら研究指定校の成果を、今後、市内全小・中学校に広げていくよう計画しています。

次に、3点目の多様な教育的ニーズについてです。

まず、大川市の不登校児童・生徒の現状と対応についてお答えします。

大川市の令和2年度の不登校児童・生徒は小学校8名、中学校23名であり、本市の1,000人当たりの不登校出現率は小学校で5.7人、中学校では31.9人となっており、令和元年度の全国平均値よりは少ないものの一定数の児童・生徒が不登校になっています。本年度の不登校児童・生徒ですが、7月時点で小学校5名、中学校では15名該当しており、このうち1名の小学生児童が学校に復帰しています。学校での取組としては早期の対応が必要と考え、まず、不登校対策委員会を行い、該当の子どもに適した対応方針を設定し、家庭と連携して取り組むなど、早期解決を図っています。

また、個別に専門家を呼んでケース会議を開催し、不登校への解決策を探っていきます。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談室、りんどう教室とも連携した対応を行っています。特にりんどう教室では、現在児童・生徒が5名在籍しており、個に応じたプログラムによって基礎学力を高めたり、対人関係を高めたりする学習に取り組んでいます。こうした関係機関と各学校の取組により、令和2年度にりんどう教室に

通った卒業生は全員高校進学することができました。

最後に、発達に障がいを持った子どもたちへの対応についてお答えします。

発達障がいの特性を抱えている児童・生徒について、それぞれが持つ特性を正しく理解し、その子どもの特性に早い段階で気づき適切な対応や支援をすることで、よりよい生活を送ることが可能になります。そのことを踏まえて、乳幼児期から学齢期、学校卒業までの一貫した確かな取組を行うため、学校教育課と子ども未来課、そして保健センターが情報を共有し、連携した取組を行っています。

その中で、教育委員会としては、未就学児の就学先を決定するに当たり毎年市内14の全ての保育園、認定こども園を訪問し、特別な支援を必要とする幼児の把握を行い、就学相談に関する情報提供や就学前に受けていた支援の継続性、新たに必要とされる支援について学校現場を含めた情報共有を行っております。あわせて、就学後の一貫した支援につきましても、教育、医学などの専門的な知識を有する方々で構成される大川市教育支援委員会にて助言を得ながら多様な教育的ニーズへの支援に努めております。

さらに、学校からの申請に基づき、国際医療福祉大学より専門的な知見による指導助言を得るための巡回相談事業を実施し、将来を見据えて児童・生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うための適切な指導及び必要な支援に努めております。

以上、答弁漏れ等がございましたら自席にてお答えいたします。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

丁寧な御答弁ありがとうございました。現在の大川市のコロナウイルス感染症に感染された状況を見ておりますと、大川市の小・中学校の間でも感染症にかかっている子どもさんたちが何人かいらっしゃるのではないかというふうな推察ができます。これからはそう簡単にこの感染症の終息は見られないと思うんですけれども、大川市における学校で子どもさんが感染したといったときの学級閉鎖であるとか学校臨時休校とかというような、これに関する基準があれば教えてほしいと思います。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

お答えいたします。

学級閉鎖や臨時休校の判断基準について市独自で判断の基準を持っているかというお尋ねだと思います。

学校におきまして感染者が発生した場合における学級閉鎖や学年閉鎖、それから、臨時休校の市独自の判断基準は現在ございません。その必要性については、これまで保健所の調査や、それから助言等を踏まえて、市教育委員会が判断してまいりました。このたび、文部科学省から学級閉鎖等の判断に当たっての考え方を取りまとめたガイドラインが示されたことから、基本的にはこのガイドラインに沿った対応を行うこととしております。

具体的に申し上げますと、学級閉鎖につきましては考えられるケースが4つございますが、1つ目に、同一の学級において複数の児童・生徒などの感染が判明した場合、2つ目に、感染が確認された者が1名であっても周囲に未診断の風邪などの症状を有する者が複数いる場合、3つ目に、1名の感染者が判明し複数の濃厚接触者が存在する場合、4つ目に、学校設置者が必要と判断した場合、これらのいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合に学級閉鎖を判断することとなっております。また、学年閉鎖については、複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、それから、学校全体の臨時休校については、複数の学年を閉鎖するなど学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、実施することとなっております。

いずれにいたしましても、学校で児童・生徒などや教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合に迅速に対応するため、平常時から学校や保健所などの関係機関と連携し、初動態勢についてあらかじめ整理しておくことが重要と考えております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。大川市の場合、小学校、中学校ともに8月25日から2学期がスタートしていると思います。その中で、当初は8月末までですか、短縮授業をするということで、それを9月10日まで延長するというお話をお伺いいたしました。それは何か気遣いがあったか、もしくはその基準の何かに照らし合わせてのことでしょうか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

これは近隣も含めまして感染の拡大の状況が認められるという判断に基づいたものでございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ということは、別段、大川市の子どもたちの中に広がりがあるから短縮授業にしたということではないということですかね。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

議員、御案内のとおりでございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。それでは、子ども未来課の課長にお聞きしたいと思います。

大川市の学童保育所の開所の様子はどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（平木一朗君）

子ども未来課長。

○子ども未来課長（迫田一彦君）

学童保育所についてのお尋ねでございますけれども、学童保育所につきましては、開所時間が2時の学童保育所と2時半の学童保育所がございますが、小学校の短縮授業期間である9月10日までは統一的に2時に開所するようお願いをしております。それ以降の時間は現在のところ通常の運営をしているところでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。学校のほうは感染拡大をおそれて短縮授業にしたと。その受皿である学童保育所は通常どおり開所していると。学童保育所と学校敷地内の感染の危険度はどちらが高いと思われますか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

ちょっと私にはその判断ができかねます。申し訳ございません。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

申し訳ないですけど、教育長いかがでしょうか。

○議長（平木一朗君）

教育長。

○教育長（内藤妙子君）

学校教育活動で今やっている短縮授業は1時間目から4時間目の通常学習、そして、給食を食べて放課という形にしております。昼休みをどうしようかと悩んだんですけれども、昼休みを取りますとやはり子ども同士の密接な接触が予想されます。それで、学校においては給食を食べて放課、約1時半ぐらいになると思います。

学童保育に通っている子どもたちは2時からという受付をさせていただいていますので、通常はもっと遅いんですけれども、配慮いただきまして2時からということなんです。学童に通っている子どもに関しては、1時半から2時までは学校でお預かりをするという取組を今やっております。接触の回数が多い学童保育に関しては、支援員の先生たちの細かな対策をさせていただいているのではないかなというふうに感謝申し上げているところです。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。でも、学童保育所というのは異年齢の子どもたちでもって、なおかつ1つのクラス、2部屋使っているところはないと思うんですけれども、そういう状況から見たら学校のほうが、例えば、同じ教室においても、それでもまだ空き教室もある、そこ

で子どもたちが勉強する、動き回るほうが、コロナウイルス感染症にかかる率は学校のほうが少ないんじゃないかと僕は思いますけど、そう思われませんか。

それが、僕は朝時々テレビを見るときに長崎大学院の教授で森内浩幸という方がよく出ていらっしゃって、この方は実に的確にどういう状況が危険であるかということ割ときちっとおっしゃる先生なんです。この先生がおっしゃるには、学校よりもはるかに学童であるとか塾であるとか、密集したところのほうがはるかに感染の広がりが懸念されるということをおっしゃるわけです。ですから、確かに学校はその学校内での感染の広がりを危惧されたのかもしれませんが、もう少し広い視野で見ていただいて、学校が短縮するということは、その子たちを請け負うというか、その受皿が必要になってくるわけですよ。特に、田口小学校の場合は小学校3年生までだと思うんですけども、低学年のほうはほとんどその学童のほうに行っているわけですよ。そうなったときに、まだ高学年であれば、必ず、意識がしっかりしておるから、例えば、静かにしなさいとか、ソーシャルディスタンス、間隔を空けなさいとか言えばそれは言うことを聞くかもしれませんが、低学年の子どもに関しては、なかなかやっぱりそこらまでというのが難しい、そういう中で、学校がそういう短縮をしてしまったら、そのしわ寄せが学童のほうに行くんじゃないかと思うわけですよ。

そこらの判断はね、別に、それは学校でそういう感染症の広がりを出したくないというのは分からんでもないけれども、もう少し全体的なことを見て学校教育として判断して、休校の場合も一緒です。去年の春でしたか、学校を休校したときに、午前中からの子どもたちを学童が請け負うみたいな事態が一時期あったんじゃないかと思うんですよ。それは大川市の教育を担っている教育委員会が、学童の子どもたち、その負担までも考慮した上で、そういう短縮であるとか、休校であるとか、学級閉鎖であるとかというのは決めてほしいと思うんですけども、いかがですかね。答えにくいですか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

先ほど申しました、ガイドライン、あくまでも国が示す参考ですので、議員御指摘の件につきましても、子ども未来課のほうと十分協議をいたしまして、今後の対応に当たりたいと思っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。ぜひですね、例えば、学校を休校にすれば今度は親御さんのほうにまで負担が来たりするわけですね。両方仕事に行っていらっしゃる方であればどちらかが休まにゃいけんようになってきたりとかということもありますので、単に学校内だけでそういう感染症を出さないでよかったというのではなくして、大川市の子どもたちの全体の在り方を総合的に判断して少し物事を決めていただきたいなというのを今回ちょっと思いました。

次に、ちょっとお尋ねします。

さっき教育長の御返答でもあったんですけども、もうリモート授業の準備は万端というような聞き取り方をしましたけど、それでよろしいですかね。多分、各学校にタブレットは配布されていると思いますけれども、学年でいえば、どれくらいの子どもたちからこのタブレットの取扱いはできるようになっていますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

1年生から中学3年生までにタブレットを配布されております。基本的な操作、ログインといってタブレットを起動してからそれから扱うところ、それから、中にはいろんなソフトが入っております。そのソフトの中にはドリルで学習するソフトも入っておりますので、そこがまず1つできるということです。それから、ほかにも写真を撮るとか、それから自分の考えを表現するためのワープロのソフトとか、そういうふうなソフトが入っております。その点に関しましては上学年のほうはほとんどできるんですが、低学年あたりになるとその辺の操作はまだ十分ではないというふうに今把握しているところです。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。やっぱり低学年の子どもたちが心配ですよ。テレビでも言っていますけど、小学校1年生ではまだ1人でこのタブレットを操作するというのはなかなか難しいからどうしてもしょうがない、対面授業でもってしなくちゃいけないと。でも、いずれ

この感染症が広がりを見せて学級閉鎖、学校閉鎖になれば、学力を保障するためにはこのリモート授業を頑張ってやっていかないわけにはいかんわけですよ。そうしないと、僕壇上でも言ったように、子どもたちの成長は待ってられないわけですから、それに応じてその都度、訓練されていると思うんですけども、学校の授業の中でそのタブレットを使いながら対面式をして子どもたちに訓練をするというふうなことを恐らくやっていらっしゃると思うんですけど、そういうことの訓練の積み重ねでもって、おうちに持って帰って1人でもできるようなことになっていくのではないかと思いますので、できるだけ早急に皆どの子どもがタブレットを使えるような状況になるように努力をしていただきたいと思います。

じゃ、次の質問に移ります。

今月8月31日ですけども、今年の全国学力テストの成績が出されておりました。福岡県は学力テストが始まって7年目になるんですかね、初めて全教科、全国平均よりもよかったということで何度もテレビで報道がございました。その中で、大川市の学力はどれぐらいだったか、もしお話できれば聞かせてください。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

具体的な数値については、まだ教育委員会のほうで協議をしておりませんので、申し上げることはできないんですが、全国平均を上回ったかどうかというところについてはお答えをしたいと思います。

小学校におきましては、算数、国語両方とも全国平均を上回っております。中学校については、国語、数学とも全国平均を下回っております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

池上主任教育指導主事の下ではその成績に関する検証は終わっていますか。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）



全ては終わっておりませんが、私なりに分析したところがございます。その分析について申し上げますと、中学校の国語に関しては読むこと、聞くこと、話すことという領域がありますが、領域で見たところで行くと、読解の部分、読むことについては大きく下回っているというふうに思います。それから、問題の形式が選択式とか、短く答える形式、それから記述等ございますが、その辺に関しましては選択式が下回っている、それから、回答していないと、放棄しているという無回答率というのがございますが、その辺に関しましては、全国平均に比べて低い、よいということです。みんな頑張っているというふうに考えております。

国語に関してですが、読むことが特に大きく低い傾向があります。これは私なりに解釈したところでは文学的文章と説明的文章とございますが、この学習に関して内容を読み取ることと終始している部分があるというふうに考えております。最近の学習では構造的に読むというふうな学習をしています。例えば、物語だったら設定場面がありまして、山場場面でその物語の心が変わるとか、説明文で言いましたら序論、本論、結論と、そういうふうな形で構造的に読むというところが不十分ではないかと思えます。これが読むことのところに影響を与えていると。なぜかという、子どもが回答した後に、時間は足りましたかというアンケートがございました。その結果を見ると、時間が足りないという子がかかりおりました。ということは、問題文を全部読むのではなくて、構造的に読めばここで心が変わったと山場のところを読めばいいとか、そういうふうな解釈が、そういうふうなことが分かっていたらそこで回答できて時間が足りないということも防げたと思えます。そういうところで、やっぱり構造的に読むというところがちょっと不足している、子どもたちにしっかり身につけていないというふうに考えております。

数学に関しましては図形領域が大きく下回っております。これは、中学生になりますので、念頭操作で図形を動かしたり、頭の中で動かしたりするという作業がどうしても必要になると思えますが、やはりこれは指導の中で具体的にそれが難しい子どもに関しては、具体的に物を動かして具体的操作を基に念頭操作につなげるというふうな指導が必要かなと思えました。それから、問題用紙にしっかり書き込むとか、そういう解き方の部分が必要かなというふうに考えております。

また、問題形式に関しましては記述式が大きく下回っています。中学校の数学ですね。これもどういう問題が出ているかという、答えを書くだけでなく、答えを導いた解き方を説明しなさいという問題ができていませんでした。だから、やはり解き方の部分を説明す

る活動、子どもたち同士で話し合ったりとか、前で説明してから今の説明の仕方でいいのかというような授業を展開していく必要があるなと思いました。単純に計算に答えるような問題は、全国とほとんど変わりません。だから、私が考えているのでは、数学に関しましてはやはりその辺の説明する、子どもたち同士で対話をしてから自分の考えを、答えの導き方を説明するとか、そういうふうなことが必要だなというふうに物すごく今分析して思っているところです。

小学校に関しては、国語では書く領域がとても高い、物すごく高い傾向が出ております。それから、実は中学校と同じで読むに関しては全国平均とほぼ変わりません。でも、これは私は大きな問題だというふうに考えています。小学校の段階でやっぱり構造的に読むというのがしっかりできていないということは中学校につなげられない、そういう読み方ができませんので、ここは中学校が低いんですが、問題は小学校にありというふうに考えております。

あと、問題形式に関しましてはどれも物すごく高い結果が出ております。特に記述形式が小学校では高い傾向が出ています。それから、無回答率については全国平均より低いので、物すごく一生懸命、最後まで頑張っているということが分かりました。

算数に関しましては、領域別にいったら、どこも同じ程度か、かなり上回っている傾向があります。記述がやっぱり高い傾向があります。それは小学校の学習指導の先生方がしてあるのを見ると、説明させることをいっぱいさせているんですよね。だから、回答の導き方が自然と書ける。この部分が高い傾向を示したので、ここは続けていく必要があるというふうに思います。無回答率についてはやっぱり小中ともに低く、最後まで頑張っている様子が分かりました。

すみません、長くなりました。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。池上主任教育指導主事は非常に細かく分析をしていただいて、よく子どもたちのことを分かっているなと思いました。

西日本新聞で全国学力テストの評価を、ちょうど自分と一緒に大学の学友であった、現在は奈良学園大の吉田君というのが全国学力テストの中での講評を書いているとですよ。その中で、やっぱり中学生においては問題文の読解力や数学的に説明する力不足がうかがえ

ると。概念の必要性や意味の理解を深めるために改善すべきこととしては、生徒同士が自らの考えを基に話し合う学びが一層重要になってくるだろうというようなことを書いてくれているんです。まさに池上主任教育指導主事が言ったのと同じような内容をこの学力テストに関わった友人も分析しているわけです。

ですから、前回質問したときも中学校はどうしても教え込むみたいな授業でもって伸び切れないというようなことをおっしゃっていたけれども、やっぱりこの生徒同士話し合っただけで学ぶ、結局、友達に説明することができるようになればその内容は理解しているということが分かるわけですね。これは例えば、小学校でも僕は一緒だと思うんです。昨日、宮崎稔子議員の発言の中で、通知表の3段階評価というお話があったと思うんです。その3段階評価は教育委員会としては、これは相対評価なのか、絶対評価なのか、どちらですかね。

○議長（平木一朗君）

池上学校教育課主任教育指導主事。

○学校教育課主任教育指導主事（池上和久君）

絶対評価でございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

ありがとうございます。これが絶対評価であるならば、それこそ、要するにもう少し頑張りなさいという三角がついた子というのは、その単元の内容がまだ理解できていないということなんですね。そういうことであるならば、それこそ今まで小学校でもあった少人数授業、僕はこれをやっぱり力を入れてやるべきではないかと思うわけです。

もう随分前の話になりますが、私が教育委員をさせてもらったときにしていたときの少人数授業というのは、要するに2つに分けるだけの授業でなされていたというふうな見方をしていたんですね。そうではなくて、この通知表の中で3段階評価というようなことで評価をしてあるのであるならば、できるところまで届いていない子どもたちに対しての少人数学級の中で、きめ細かく教え込んでいくというふうなことが、それこそ誰一人取り残さない公教育の運営の仕方ではなかろうかなというふうに思うわけです。

なかなか、そういうところでもう少しという段階になった子どもたちは、これがリモート授業になったら、ますます差が開いてくるのではないかと思うわけですね。学習内容にし

でも、これからこういうコロナの感染症がまだ広がりを見せている中で、どうしても今度は家庭学習が大事になってくるということになると、それこそ、まずやる気のある子とない子でもっての格差は出てくるし、それから、経済状況においても格差は出てくると思うんですよ。帰って、ちゃんとどちらかの親で子どもさんを見てあげられる状態なのか、共働きでいらっしゃらないからやっぱり好きにしている子どもであるとか、そういう中で、まだ学級閉鎖とか学校閉鎖までなっていないからあれなんですけれども、そういうときが来るのに合わせて、僕はこの大川でつくられた大川市の生活学習習慣のすすめ、これをぜひ活用してほしいと思うんですよ。何度も改訂版を出していただいています。でも、これを直接子どもさんや親御さんにこういう使い方をしてくださいというふうな説明があっているような雰囲気になかなか見受けられない。多分、配布はしてあるだろうから皆さん持っていらっしゃると思うんですけども、この中身を実に分かりやすく冊子は作ってあるわけです。一つ一つその学年ごとに応じて書いてあるわけで、それを親御さんが読めば、今は教え方が違うとか、自分たちがしてきた時代とは違うと言いながらでも、これに目を通していただければ、どういふうなことを今子どもが学んでいるかということまで分かるわけですよ。こんな立派な冊子を大川市でもって作ってあるわけですから、ぜひ活用してほしいというように学力に関しては思ったわけです。

続けて、次へ行きます。

今度は3つ目の多様な教育ニーズに応じたということなんですけど、大川市には不登校に対して、先ほどスクールカウンセラーや、それからりんど教室というふうなお話があったんですけども、スクールカウンセラーのお仕事というか、どれくらいの時間数勤務していらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（平木一朗君）**

永島学校教育課長。

**○学校教育課長（永島潤一君）**

小・中学校へのスクールカウンセラー等の配置につきましては、県のスクールカウンセラー等活用事業と合わせまして市費対応により臨床心理士等の有資格者を任用しております。本年度の配置時数としましては、中学校1校当たり年間350時間、週換算で10時間、それから、小学校は1校当たり年間28時間となっております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

では、このスクールカウンセラーの方たちはふだんどどこにいらっしゃるんですか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

ふだんはそれぞれの職場のほうで待機をしていらっしゃるという状況でございます。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

では、例えば、我が子がちょっと学校へ行きたがらなくて困っているというような場合、  
どういう手だてで対応をしていったらいいのでしょうか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

まず、保護者の方が学校のほうへ御連絡いただくことになると思います。その後、学校からスクールカウンセラーのほうへの要請、もしくは緊急事態等の可能性がある場合は教育委員会からスーパーバイザー等の派遣を要請することになると思います。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

今、課長のほうから緊急事態の場合には学校教育課からということをおっしゃっていただきました。緊急を要するとした場合、学校教育課のほうへ連絡してどれぐらいの時間の範囲内で連絡がつくというか、そういう対応はしてもらえるのですか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

はっきりと何分ということではございませんが、即時対応を心がけております。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

では、学校教育課が思っている緊急事態とはどういう事態でしょうか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

例えば、児童・生徒の命に関わるようなこと、そういったことが緊急事態に関わってくるかと思えます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

分かりました。命に関わるというのは、それは私も緊急事態だと思いますけど、それ以外に緊急事態は想定されていませんか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

先ほどの命に関わること以外に、いじめに関わることも緊急事態に関わるということでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

命に関わること、それから、いじめに関わること。でも、命というのは、それこそ身体的なものを言っているんだと思うんですけども、最近、要するに、やっぱり心が潰れていく子が非常に多いと僕は思うわけですよ。この間、ちょっと資料を頂いたので、今

年度は9月に入ってから子どもの自殺の数がかなり増えているというようなお話をお聞きしました。心の潰れの緊急性というのはなかなか見分けにくいわけですよね。それでも、現在のスクールカウンセラーの在り方であるならば、かなりの時間を要しないとカウンセラーの先生へたどり着かないというようなイメージがあるんですけども、もう少しその事情事情に応じた対応をしてくれるカウンセラーの先生の雇い方といったらおかしいですけども、そういうことは何かできないもんですか。

**○議長（平木一朗君）**

永島学校教育課長。

**○学校教育課長（永島潤一君）**

ちょっとお答えになるかどうか分かりませんが、先ほど配置時数を申し上げました。中学校は年間350時間、それから小学校は28時間ということなんですが、この配置時数につきまして、現時点において学校からの求めに不足を生じているという状況はなく、相談業務に支障を来している状況にはないというふうに考えております。

以上です。

**○議長（平木一朗君）**

13番。

**○13番（遠藤博昭君）**

別に、スクールカウンセラーという方は臨床心理士か何かの資格を持っていらっしゃるから、そういう特別な関係なのかしれないけれども、例えば、学校に連絡した場合、学校長であるのか、教頭であるのか、担任の先生であるのかはともかくとして、どなたかがすぐ対応できるというような体制が取られないものかと。やっぱり困っているときにそういうお助けの手が差し伸べられるかどうかというところは、非常に大きいことだと僕は思うんですよ。何でもただずる休みしているのに対して親御さんが、それで困るとかというようなことをわざわざすることは無いと思うんだけど、その親御さんにしてもせっぱ詰まったところでやっと学校へ相談される話だと思うんですよね。それが、学校からカウンセラーの先生に連絡を取って、カウンセラーの先生は仕事場で仕事をしていらっしゃるからいついつじゃないと駄目とか、そういうんじゃなくて、まず親御さんからのお話を聞いた、その状況をいち早く自分の目で確認してという対応ができるような体制というのは取られないんですかね、どうですか。

○議長（平木一朗君）

永島学校教育課長。

○学校教育課長（永島潤一君）

スクールカウンセラー以外にも教育相談室内に教育相談員がおりますので、併せた対応が可能と考えております。

以上です。（発言する者あり）

失礼しました。学校の中に相談員、相談担当の教職員がいるということでございます。

以上です。

○議長（平木一朗君）

13番。

○13番（遠藤博昭君）

そしたら、相談員の先生がまず速やかに動いていただくということ、その先生で対応できないのであればまた別の方法を考えにやいかんけれども、まずいち早くその子どものところへ行って対応できるような仕組みというのをぜひつくっていただきたいなというようなことを思います。

ちょっともう今日は時間が来とって、あと幾つか言いたいことがあったんですけども、またの機会にしますけど、1つだけお願いしたいことがあります。それは中学生、それから小学生も同じなんですけど、特に中学生は読む力が弱いということを主事はおっしゃいました。それで、僕は、これは短い時間だけれども、各学校で朝の10分間の読書、これをぜひ継続していただきたいと思うんです。読む本は何でもいいと僕は思うんです。アニメ本以外であれば自分の好きな本を持ってこさせて、学校で忙しい時間だから長く取る必要はないけれども、朝の10分間、みんな静かに読む。特にこういうコロナ時代だから大騒ぎできない。そういうときにこそ、この読書が力を発揮するんじゃないかと思います。

以前、宮崎稔子議員が昼休みに関する放送での読み聞かせを流していったらどうですかみたいな提案もあったと思うんですけども、やっぱり本というのは目を通して読まないことには読む力はつかないと思うわけです。そういうことも含めて、このコロナ禍の中での学校教育の在り方というのをもう一度考えていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（平木一朗君）



以上で一般質問を終わります。

次に、議案第40号から議案第50号、並びに議案第52号の計12件を一括議題といたします。

これから、ただいま議題としております案件について質疑を行います。所定の時刻までに質疑の通告はあっておりません。よって、次に進みます。

次に、お諮りいたします。議案第41号 令和2年度大川市一般会計歳入歳出決算認定については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっております。よって、決算特別委員会委員に、1番永島幸夫君、3番内藤栄治君、4番宮崎稔子君、6番西田学君、11番永島守君、13番遠藤博昭君、14番箴島かおる君、以上7名を指名いたします。

それでは、委員会条例第10条第1項の規定により、正副委員長互選のため、直ちに第3委員会室において委員会の開催をお願いいたします。

ここで特別委員会開催のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻につきましては、後ほどお知らせいたします。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

#### ○議長（平木一朗君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

決算特別委員会の正副委員長がそれぞれ決定しておりますので、御報告いたします。

委員長に11番永島守君、副委員長に4番宮崎稔子君と決定いたしました。

次に、議案を所管する委員会に付託いたします。

お手元に配付いたしております議案付託表のとおり付託いたします。

次に、この際、お諮りいたします。明日9月4日から9月16日までの13日間は、議事の都合により本会議を休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、次の本会議は来る9月17日午前9時30分から開くことになっておりますので、念のため申し添えます。

以上で本日の会議は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時21分 散会